松屋外集

十五

835
26
4

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4

ガラス使用

835-4

松屋外集巻之十五

目録

第一天主教
第二日本人三眼
第三喜怒を著ハさゞる
第四瓜蔓(ウリヅル)ゟ茄子(ナスビ)ハ生ゝらず
第五醴泉酒泉
第六かんがよいうんがもろい耳鑒(ジカン)
第七田廬(タゾ)
第八守舎(もりや)ゟ借廬(かりお)

大正
10.2.24

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4
ガラス使用

第九管内管郡
第十物具
第十一柬門
くはの門　柬の戸
柬の樞（トボソ）
第十二舞樂の終を千秋樂といふ
第十三目路（メデ）
第十四下手人
第十五木を離るゝを猿
第十六出爪（デヅメ）を切るを忌
第十七繁文無益
第十八楚鞦韆（スワエシリブイ）
第十九清少納言
第廿里の海士
第廿一廳宣
第廿二優名
相撲取の名
歌舞妓役者の名
第廿三肖貝（ヨシガイ）枝（エダ）
木蔦
淨瑠璃大夫の名

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4
ガラス使用

第廿四毛舉

第廿五臣ハ君ニ対シテ忠あり不忠あり

第廿六普賢像ト云フ桜

第廿七易土賽報ス

笠森稲荷の土團子

第廿八五六鐙

武藏鐙　赤坂氷川社　小六社

胡禄神社　木鐙　金澤鐙

武藏六郷領

第廿九盡碑

千引明神

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4

ガラス使用

松屋外集卷之十五

華頂殿侍倭學士平小山田與清稿

第一 天主教

聖朝破邪集一卷、南嘗署牘（南京礼部侍郎沈潅著）云、不謂近年以来、突有狡夷自遠而至、在京師則有龐迪峨熊三拔等、在南京則有王豐肅陽瑪諾等、其他省會各郡、在々有之、自称其國曰大西洋、自名其教曰天主教、夫普天之下薄海内外、惟皇上為覆載炤臨之主、是以國号曰大明、何彼夷亦曰大西、且既称帰化、豈可為両大之辞以相抗乎、三代之隆也、臨諸侯曰

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

天王、君天下曰天子、本朝暫古定制、每詔誥之下、皆曰奉天、而彼夷說稱天主、若將駕軼其上者、然使愚民瞎惑、何所適從、臣初至南京、聞其聚育徒衆、嘗有室廬、即欲修明本部職掌、擒治驅逐、而說者或謂其類實繁、其說漫淫人心、即士君子亦有信向之者、況于閭左民、驟難家諭戶曉、臣不覺喟然長嘆云々、臣又聞其誑惑小民、輒曰祖宗不必祭祀、但尊奉天主、可以昇天堂免地獄、夫天堂地獄之說、釈道二氏皆有之、然以勸人孝弟、而示懲夫不孝不弟造惡業者、故亦有助于儒術、尓今彼直勸人不祭祀祖先、是教之不孝也、錄前言之、是率天下而無父子、何物醜類、造此矯誣、蓋儒術之大賊、而聖世所心誅、尚可蚩々然駁天而從其說乎、然閭左小民、每々受其簧鼓樂其教者、聞其廣有貲財、量人而與、且曰天主之教、如此濟人、是以貧愚之徒、有所利而信之、此其胸懷叵測、尤可惡云々、伏乞勅下礼兵二部、會同覆議、如果臣言不謬、合將為首者、依律究遣、其餘立限駆逐、仍復申明律令云々、萬曆四十四年五月五日、按ずるに聖朝破邪集八巻ありて、鹽官居士徐昌治が當時の諸子が破邪文章を編纂せしに書之、徐昌治が

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

崇禎十二年季冬の自序あり、
同書三巻の破邪集の蔣徳璟の序よ向與西士遊
第知其曆法與天地球日圭星圭諸器以為工不知
其有天主之教也比讀其書第知其竊吾儒事天之
旨以為天主即吾中國所奉上帝不知其以漢哀帝
時郎簒為天主也其書可百餘種顯與佛抗云按
此破邪集ハ黄衆ヲ撰ヲテ崇禎戊寅歳晋江ハ公
蔣徳璟ガ序ありそれを聖朝破邪集三巻ヲ載た
ル黄貞字天香閩霞漳人ノ
同書四巻許大受ガ聖朝佐闢ノ三闢裂性篇ヲ余

曰儒言聖人有所不能天地有憾故可属之氣化若
尓教言天主無所不能天地皆緣彼造而氣化復為
陽是天主無全能矣乃嘆曰子問甚深不得不言
其實天主始生一男曰亜當一女曰厄襪為一切人
類之始祖舉天地間之物惣其受用而獨留一菓樹勅
二人不得亜泌厄襪聽一魔鬼與亜當私掌之夫主
怒甚乃著令曰自今以後凡後二人所生人類皆有
原罪以有原罪故勅後世子孫男必曝日裂背粒食
乃成女必折腹剖腸生育乃就余曰易称一陰一陽
之謂道故戟成男而坤成女即竺典小教中称劫初

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4
ガラス使用

光音天為造世主猶吾儒称盤古為三才首君之意
並言肇人之形不言造人之性也云〻又問艾曰所
謂魔鬼安昉耶艾曰天主初成世界隨造三十六神
第一鉅神曰輅齊弗兒是為佛氏之祖自謂其智與
天主等天主怒而眡入地獄亦即是今之閻羅王云
〻余乃許大受之艾儒略之
同書八卷羅川釈如望云天主者乃全能全
智造成天地万物為之主宰者也厥初生一苗泥穢
此為人類之祖其灵性其形體本極備美備福後一
犯違聖命罪濳悉隨病患隨至情欲錯出天路隔焉
此祖宗之罪污又遍傳於人類故人從受孕来即皆
體是污染而九後来罪悪無不録此根芽云〻
五雜俎四卷國朝西蕃天方黙德那最遠蓋玄奘
取経之地相傳佛國也其経有三十六藏三千六百
餘卷其書有篆草楷三法今西洋諸國多用之又有
天主國更在佛國之西其人通文理儒雅與中國無
別有瑠璃寶者自其國来経佛國而東四方方至廣
東畏其教崇奉天主亦猶儒之孔子釋之釋迦也其
書有天主實義往〻與儒教互相發而於佛老一切
虚無若空之説皆深詆之是亦逃揚之類耳瑠璃寶

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

常言彼佛教者竊吾天主之教而加以輪廻報應之說以惑世者也吾教一無所事只是欲人為善而已善則登天堂惡則隨地獄永無懺度永無輪廻亦不須面壁苦行離人出家日月所行莫非脩善也余甚喜其說為近於儒而勸世較為親切不似釋氏動以恍惚支離之語愚駭庸俗也其天主像乃一女身形狀甚異蓋古所称人首龍身者與人言恂々有礼詞辨却之矛竭異域中亦可謂有人也已後竟卒於京師其徒曰龐迪峩

神仙通鑑 四帙廿二冊 清江夏明陽宣史徐徵述

3 後漢光武丙申云

二是冬羌人入冠馬援大破之遠西國人云中國九万七千里經三載始抵西羌畏彼國初有童貞瑪利亜於辛酉歲（寶漢元始元年）天神嘉俾降孕于馬尔為母已而果粲降生母極喜敬裹以常衣置於馬槽羣天神奏樂於空後四十日母把獻聖師罷德助取名耶穌方十二齡隨母往謁聖殿帰時相失母心痛苦三日夜後覓至殿中見耶穌上座與耆年博学之士講論天主事理見母忻喜同帰孝敬事奉至三十歳辞母師遊行如徳亜傳教淑人所行聖蹟甚多其國中臣家及在位者極傲悪嫉其衆帰附謀欲殺

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4　　ガラス使用

之耶穌十二徒中名茄答斯者素有貪行揣知本國衆意因以攫利夜深引衆捕縛送於亜納斯在此刺多衛肉襪衣繫石拄便五千四百有奇全體剥傷黙不置辨如羔羊悪黨以棘刺冠箍於其額以絳敝袍披其身僞拜如王造一重大十字架逼令負荷一路靡跌難堪被釘手足於架上渇以醋膽終命時天昏地震石相觸碎時年三十三死後三日復活身極光美先見母以解憂四十日後將欲升天面諭宗徒百二十人分行天下訓誨與領聖水洗罪入教諭畢古聖群從隨躋天國後十日天神降臨迎母升擧立於

九品之上為天地之母皇世人之主保徒衆分巡化教由西洋古里北至黙徳那(ヘナ)國(即回回祖國)國王謨罕驀(ベアン)徳生而神靈有藏経凡三十藏共三千六百巻悉言天象宗徒訪之其風土與所教小異俗重殺非同類殺者不飲不食犬豕徒衆復往叩馬援乞挈入中土援曰尓教惟言天道乃可餘不足法且留於此衆遂至天方國(古筠中地一名西域)四時皆春居民樂業馬乳拌飯用回回曆與中國曆前後差三日

第二日本人三眼

聖朝破邪集三巻霞漳蘗及寓(号浩ゞ)邪毒實據(未詳)

艾儒畧等夷人也自萬曆間入我中國有識者窺其
立心詭異行事變詐已疏其不軌而驅之矣今也胡
為乎復来哉其故可思矣復来而天下不惟莫能詳
察其好佾且前驅諸疏亦幾不得見夷輩喜而相告
曰我西士有四眼日本人有三眼（西到日本開教）（被其西教云）中
國人有兩眼呂宋人無一眼於是多籍技藝希投我
聖天子之器使胡公卿士大夫相率詩詠之文讚之
疏薦之至於礼樂兵刑錢穀営建諸大權皆讓能於
夷欲夷司其事錄是夷毒日釀於其中而不可言夫
復来而若此之久也天下竟無一人憂而維其變將

奈何夫中邦而若此又安得謂有兩眼耶所賴端志
士端人聞之心傷見之痛哭設破闢之計起豪傑之
章賢士大夫有與之闢焉嗟々中邦人士今也亦可
以有兩眼云今姑舉邪毒異慘一二親見聞者實
而據之一此夷詐遠者令人信其無
異志而不虞彼之我吞耳不知此番機深謀巧到一
國必壞一國皆即其國以攻其國歷吞已有三十餘
國（有蔦疏云彼西洋隣近三十餘国奉行此教是也）遠者難誓其所（踪）最近而呂
宋而米索果而三宝顔而鶏籠淡水俱皆殺其主奪
其民只須數人便壓一國此其實々可據者噫一此

夷藏奸為市忠助銃令人喜其有微功祈雨令人疑其神術自鳴鐘自鳴琴遠鏡等物令人眩其奇巧且也金多善結礼深善善誘惑一人轉得數人惑數人轉ゝ數萬云ゝ此又其實ゝ可據欤之ゝ教中黙置淫藥以婦女入教為取信以黙乳按秘為皈依以互相換淫為了姻縁示之邪術以信其心使死而不悔要之發誓以緘其口使密而不露至於擦猴童之口藥能制其必從令其見怪之ゝ聞夷輩蓋嘗喜謂中邦之大器可窺矣其忘擬官民之毒法也數十里為一保保外不計相通人授里票為準票誌姓名形皃有越保而行者有行無里票者皆斬無赦里中設邪寺妻女驅入婬又嘗抽子以別母抽夫以離妻或抽本鄉倏居別國或抽此土倏往他邦東西變換南北移易蓋皆所以熟者生強者弱勇者不得相通智者不得相謀是奸夷所以御吕宋宝顔米索果等之毒法也此又其實ゝ可據者欤夫既有實ゝ三可據吾不知幾時後如何增毒如何愚弄嘗聞之友人曰彼夷允哿吞之國所統之人皆欲斷滅其智慧不許其学習必使人為木偶然後快於心彼種則學習機巧無所不至此奸夷不易世而王之毒計也故嘗嘆胡

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4
ガラス使用

元無智術不百年而亡今入中華實欲滅儒道釋而焚盡文字典籍以水偶萬世特其謀未遂耳何時而無是念乎聞此令人心寒云々堂々中國大權交相口揚筆舉欲委狡番秉令是中邦人士不惟無兩眼而深愧日本也實旦喪寸心兩旦高挑而臥是邪非邪能不傷心痛哭鳴鼓合攻尚旦著作の年月を記さゞる哀哉云々按ゑ邪毒實據い善悪ニ著さゞる

第三喜怒を著さゞる

寛平御遺戒ゑ能慎ニ喜怒ヲ莫レ形ニ于色ニ云々渋柿の頼朝佐々木ニ近ク下坐ニ而一旦心ニ染ざりのごとく

の事の後悔あらぬ事いふし土佐房常陸房ハ僧の者ともありてさて土佐も命をなからすりかへ歩ハ左右なき事なれども今廿をやりそこてあぶなきめにあひて九郎判官ゑ討せんとせしかども常陸ハ仏ごゝろありて十郎義久をもいざこたまごくたまはりてからめ取て思のごとく首をも切てまいらせずと云々

第四瓜蔓ノ茄子ハ

佐渡奇談中巻總源寺の住僧道明の事の条ゑ總

源寺の道明和尚ハ、道徳堅固の沙門ニ、其行状實
ニ禅家の真面目をゆるうそもいるべし、或士来
りて物語の序ニ因果報應のことを尋しニ必其事
ありといふ、彼士問けるハ、往日安岡城政ニ語ら
れしハ、因果報應ありしとのことをきく、今我
ニ向てあらとのたまふハいかゞ、道明笑て曰、
成政ま、ふるし、和殿ニハありとも、彼士詩りて其故を
再問ふ、和殿ハ血氣の勇を頼て、罪人の首を斬事
を好むいうぞの因果報應をまつらん、彼士いよく
疑惑しく、ふらく、罪科を決断ゆるい其職あり、我
ハ好て首を斬のみあるさは、其報應のまぬがれ
らんや、石咽て掃して曰、和殿大悟の時いたれり、
試ニあの庭上の竹を振動しなん、彼士板縁より
飛下りて、両三竿の竹をふりうごかしけるが折ふし
雨後ニて未葉の露ばらくと患ふかゝりぬ、
道明再掃して曰、吁、彼士復座して手曲ニ肱ふ、
道明曰、竹を動せといひしニ、其露ニ濕ふ、其ニ
あらずして、和殿ニ客ふかゝる塵のいまだ彼
士頓悟しきれり、首斬ニゆるやめる
りとぞ、又其比留守居職、辻八平左馬守遊ふ

も、数百言の書をよせて、交を結ばんことをねがふ。道明のごとき男ひとりにあらざるべし。

佐渡奇談三巻、天保中の撰と。

馬は馬ごれとよぶ。

越前国記 群書類従本 上巻二丁左ヨ 大内義門と申す者、備前好身候節と米澤へ使に参り御父子共ニ御存知之者ニ候。後加齋と申候。此者休雪意休ニ會申候ハ、ルノツルニハ夕顔ガナリ申候。間深事ハ有間敷候。政宗大内ヲ御退治ハ成間敷候由申候ニ、ともニ、

第五　醴泉酒泉

養老の滝ハ醴泉なれバとて、唐土にも九成宮醴泉、またハ酒泉郡あるハおほくきこゆ。最上徳内ハ、白酒やうの甘く酒臭ある泉二ありといへり。越後国、渋谷永保ハ、桜ハ仏ふうの根の肉の蝦夷草紙ニ、奥蝦夷にハ、夕顔ガナリ申候。間深事ハ有間敷候。政宗大内ヲ御退治ハ成間敷候由申候ニ、ともニ、

の浦原郡の山中ニ、古き杉（木）ありその根本より出る清水酒臭ありといへり。甘露ともニ、木の枯んとする折、葉よりおく露ゆきるを蜜のごとしといへバ、甚ふかの病よりて、酒臭の液を出すものあり。詹

曝雑記三巻五丁左 麺木酒樹の条は洛陽伽藍記に有
所謂樹麺木初不解所謂余至廣西乃知麺木即椰
樹也大者五六圍長數丈直上無枝至顛則生葉
數十似栟櫚其樹中空滿腹皆粉可得十數斛沸湯
淬之味似藕粉粤人嘗以此餽遠又廣東椰子樹毎
一椰子内必有酒半杯小者一勺許其香清冽味勝
於米醸數倍此即酒樹也

第六カンがよいカンがヨイといふ
俗に言のそうろうそやきをカンがワロイとふ
ろきをカンがワロイとふ

なめり漢土も揣骨聽声をはじめも似たる義之
夢渓筆談十七巻一丁 書画部に藏書画者多取空
名偶傳為鍾王顧陸之筆見者爭售此所謂耳鑒又
有觀畫而以手摸之相傳以謂色不隠指者為佳畫
此又在耳鑒之下謂之揣骨聽声云と見ゆ耳鑒
は耳ふ聞て善悪を察しりよふ揣骨聽声い骨を
探り試て声を聞察はりよふし之

第七田廬

万葉集八巻四十五丁右 大伴坂上郎女竹田庄作歌
然不有五百代小田乎苅乱田廬尓居者京都所念

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4　　ガラス使用

然字は黙字の誤字ならんか（同十六巻十五丁右河村王詡歌に可流羽須波田盧乃毛等尓吾兄子者二布夫尓咲而立麻為所見注に田盧者多夫世也云々毛詩小雅信南山章（註疏本二十三之七丁左）に中田有廬疆以埸其田事云云箋云中田田中也農人作廬焉以便其田事云云集註三巻七十丁右に中田田中也一井之田其中百畝為公田以二十畝分八家為廬以便田事云云三才圖會宮室二巻十九丁右に圖を載て云

田廬農書に云古者制五畝之宅以二畝半在廓詩云入此室處是也以二畝半在田詩云中田有廬是也陸龜蒙曰廬賦略曰江上有田田中有廬屋以蒲蔣扉以籧篨笆籬楗微方竇擂疎簷卑歌而立傴僂戸偏側而行趑趄蝸処隆頂龜坼蒙茸夕吸入面朝陽曝膚左有牛栖右有鷄居將行瞪遮未起啼驅宜從野逸友若囚拘云云ものうきあるじにして田廬のさまおもひやるべし後名抄十巻居宅類部に廬毛詩注云農人作廬以便田事力魚反和名伊保とあり多夫世といひそぐれど全く同物之夫世は廬

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

屋布勢伊保ゝゞ同じくて卑きよりしそは別よ
りべくゝゝ秋田刈借廬はゝ田廬の類なり万
葉集八巻　廿ん丁右　忌部首黒麻呂歌よ秋田苅借廬毛
未壊者雁鳴寒霜毛置奴我二同十巻廿四丁左よ秋田
苅借廬之宿尓穂経及咲有秋萩子雖見尓飽香聞
ゝゝ四十三丁右　秋田苅借廬乎作吾居者衣手寒露置
尓家留ゝゝ四十九丁右　秋田苅客乃廬入尓四具礼零
我袖沾千人無二ゝゝ五十一丁古　秋田刈借廬作五百
入為而有藍君叫将見依毛欲得ゝゝ同上鶴鳴之所
聞田井尓五百入為而吾宿有跡於妹告社ゝなどよ

そるゝて知らゝまゝゝ十巻四十二丁右　秋田苅苫手
揺奈利白露者置穂田無跡告尓来良志といふる
苫手も借廬の苫手之後撰秋中天智天皇製ゝ秋の
田のかりほの庵の苫をあらみわれ衣手は露に
ぬれつゝと有ゝそも思ひめぐらし

第八寺舎の部

万葉集十巻　五十一丁右　ゝ春霞多奈引田居尓廬付而
秋田苅左右令思良久ゝゝ五十一丁右　橘守部乃五
十戸之門田早稲時過去不来跡為等霜伊勢物語
ゝ

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

名のごとくにて、のたをさ、けさそあくるいはりあまたゝびうちまもれぬさきバ、又いのりねぶりさめでのたおそろしき猫などの物もの侵里よ声しきりにバ、おきらのめいわくも守べき田を守る舎のよしにて、十六オ
十七オ
より載しるす守舎ときこえたり
深木苦草略成構結両人可捍禦備防人畜或就塍坎縛草為之若放山郷及曠野之地宜高架林木免有虎狼之患真西山言農事之叙云至其永遠蚤頴而堅栗懼人畜之傷残縛草田中以為守舎数尺容膝僅足蔽雨寒夜無眠風霜砭骨此守禾之苦也とよろこびて看禾廬ともいへり、今も山田山畠に限らず借廬は漢三才圖會八十一巻十八オ左家宅部に守舎は田中之番屋といへり、今も山田山畠に限らず借廬はくらいゐり居て鳥獣を守るいとあはうらにも守舎よりて和訓もは母利屋とよべしそは守屋大連といふ名もおもひよりてはきるべきにあらず

第九管内管郡

困学紀聞廿巻二丁左雑識に親王初除有布政勝首云應其郡管内尾云某君仍散下管内所領節鎮也

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

云ゝ史記李斯傳趙高以刀筆吏入秦宮管事二十餘年云ゝ荀子儒效篇曰聖人也者道之管也注曰管樞要也云ゝ字書曰總理其事曰管又主當也など注して管内は俗のいふ支配内の義之和名抄に管若干郡とあるか國司の支配下の郡司ゝ若干といふがごとし

第十物具

物具といふは軍器武器のたぐひをいふ雲井の法（群書類從本四十六）にもたゞきる女房たいまんの物ばかりをあげていまだ見ぬ物ゝ多かるを首に

は女の裝束ゝいふを物具裝束抔ゝ劔ゝ平緒ゝ結ゝ帶ゝ直衣ゝ平胡籙ゝ唐鞍具ゝ移具ゝ和鞍具ゝ車ゝ車具ゝ小忌青摺挿頭花ゝ隨身舍人等ゝ服のゝ類をも物具ゝいふなどゝ記したるまでも思ふべし

第十一棗門（なつめもん）ゝはの門棗の戸棗の戸ざし棗の樞（とぼそ）ゝの

新撰六帖（帖ニ門）ゝ歌ゝ知家

あらくして入しは何ゝ棗ゝ門ゝ

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

おなしくはとちてもきてこのし一本の門若りけ
立て年のつめらん已上二首共は夫木抄雑十三
門部にも載り風雅集雑下は出家の後述懐歌
の中に前中納言有忠
子を思ふやみちのくはの巻（夕部所引十四）
つる道はとぢても藻塩草六の巻（文選六臣注本）
の菜門也とちこもりへり云こ文選（二巻四十丁左）西京賦に展季桑門誰能不営注に善曰（三丁左）
國語曰臧文仲聞柳下惠之言章昭曰柳下展禽之
邑季字也家語曰昔有婦人名魯男子不往曰子何
不若柳下惠ニアラズト雖不逮門之女也國人不称其乱為
門沙門也東觀漢記制楚王曰以助伊蒲塞桑門之
盛饌説文曰営惑也良曰展季柳下惠桑門西國沙
門此二人至貞潔見此美亦経営也云こ釋氏要覧（上巻六丁右）称謂部沙門条に沙門肇師云出家之都名こ
也梵云沙迦懣懣門ノ字上声ニ呼フ之ニ曇唐言勤息謂此ノ人勤一
修善品息諸悪故又秦譯云勤行謂勤修善法行趣ヒトムキノ之
涅槃也或云沙門那或云桑門皆譯人ノ楚夏不云こ
後漢書列傳卅二光武十王傳に楚王英傳ニ詔報曰楚王誦ニ黄
老之微言尚ニ浮屠之仁祠潔齋三月與神為誓何嫌ナカラン

何短當ニ有悔吝ニ其還贖以テ助ケ伊蒲塞桑門之饌ニ注ス伊蒲塞即チ優婆塞也中華翻シ為ス近住ト言ヒ受戒行堪ヘ近ク僧住ニ也桑門即チ沙門ニ云ヒ出家ノ人ヲ云フ

ようて歌よくはめるとそ

をやきのいとまみ能諦をくらのひづめをと

いへる類ひて其義いへくたり色葉字類抄四巻与部人倫門ニ桑門ヨステビト云ヒ節用集与部人倫部ニ桑門ヨステビト云ヒ運歩色葉集与部小ニ桑門ヨステビト云ヒあるいハ義訓ニ藻塩草十四巻僧十六ニも世をすて人桑門也をの字をくてもそこ

又くはの戸ともいへり八雲浄抄三上巻廿六丁右ニ居處部戸条ニくはの戸桑門也云ヒ言塵集四巻廿二丁右ニ桑の戸云ヒあど已ていへり万の師法群書類従九巻卅七丁右ニ桑のとばそとも又桑のとばそとも若の秧うあそそうの師もぐみ云ヒ藻塩草十四巻十六ニ桑のやうをはぐ色云ヒあど又桑のそぐしともいへり夫木抄雑十三ニ門部ニ述懐歌中くはの門民部卿為家

かきこもるくはのとざしのおいらくるさいうなれやねのみなかそへて桑門をくはの

みどもよりて人ともくはのそもそも業(わざ)なりとも業と和(やわ)らげしそもそもの業(わざ)

第十二舞樂の終(おわり)を千秋樂といふ

今俗(いまのよ)能狂言雜劇(ゾウバケ)の終を千秋樂といふ太閤記十九卷七丁左

鹿助度量廣く武勇(ぶゆう)ありと雖(いえど)も有(もち)ひざる時(とき)は

千秋万歳を舞納(まいおさ)むる云々(うんぬん)魚山(ぎょさん)市法(しほう)群書類從(ぐんしょるいじゅう)廿九卷四丁右

樂(がく)いはゆる樂昇樂(のぼりがく)拂菜(はらいな)老樂(ろうがく)拍子(ひょうし)供養(くよう)

文(ぶん)後万秋樂(まんしゅうらく)破敬礼(はきょうれい)段(だん)後蘇合三帖(そがふさんじょう)眼耳(がんに)後同急鳧(どうきゅうふ)

舌(ぜつ)後白柱(はくちゅう)向悔(こうかい)後輪臺(りんだい)青海波下樂(せいがいはおりがくの)竹林樂(ちくりんがく)廻向(えこう)了(りょう)

千秋樂云々(うんぬん)は廻向了(えこうりょう)

後千秋樂(のちのせんしゅうらく)を奏(そう)し事果(ことはて)よしと

第十三目路(めぐり)

和泉式部家集四卷(いずみしきぶかしゅうしかん)秋の夜の月いとうらうらもりくるを

あづさゆみなでめぐらし霧の立(たち)ぬるなごりをぞ見(み)る

夫木抄(ふぼくしょう)雜三路部(ぞうさんろぶ)にも載て眼路(めぢ)の歌とせり後頼散木奇歌集(ごらいさんぼくきかしゅう)九卷(くかん)伊勢(いせ)

かすりつけて修理大夫(しゅりのだいぶ)のもとへつかはしける

る

とへのしるべのもみぢ葉(は)

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4

ガラス使用

草ぐきめぢからすとも此歌續古今雜下顯季集夫木抄雜三路部まもるとも覚性法親王出觀集秋部る月前眺望

山の端をいづるも月のまどろまでながめぢるかなくまなきみさば江家次第十七巻廿五丁右東宮御元服并推通障子事条る覽威儀御膳者主上出御自り件通障子南仍備行路也非謂眼路云々吾妻鏡二巻八丁右治承五閏二廿三条る人馬共失眼路云々後土御門院十三回聖忌記群書類従四百廿九巻五十四丁右り於御眼路蹲居云々與清曰めぢとハ目る見

とゐしたるをいふ之

第十四下手人

○扶桑略記廿六巻村上天皇下天徳四年四月条る十八日丁亥式部大輔直幹朝臣自省退出之間於美福門前為雜人被打損十九日戊子検非違使右衛門府生穂積良氏石生秋郷等參内令藏人雅材奏直幹朝臣申詞日記又令申損所甚多辛苦死極且捕獲所指申下手人等云々

○同書廿九巻後冷泉天皇永承七年三月十八日条る藏人玄蕃助藤原隆成引率數多従類於和徳門前傷損藏

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

人右衛門少尉藤原定俊翌日除二隆盛籍一停二住所職一
被レ下二召名一宣旨追捕下手人等云々
○台記久安三年六月卅日条云、
被レ禁レ歟云々、
○玉海養和二年八月十三日条云、或云依レ此事自公
家山僧等被レ召二下手一云々、
○同書文治二年五月廿三日条云、如レ聞者理非
難二分別一歟、然而委二尋事之濫觴一以下手之重者可レ處
科一歟且又可レ奏二叓由一難二自由之故也、
○古事談一之入道殿賀茂祭見物桟敷間俄花山院

闘乱事アリ以二職事一被レ仰可レ遣二検非違使一之由奏者
申云上卿誰人哉仰云如レ此急速大事只称二内侍宣一
也云々此度被レ惜下手人一入道殿御使廳下部昇二院
築垣上一院恐之被レ出下手人一云々、
○吾妻鏡十一巻十二丁右建久二年四月卅日条云延暦寺
所司辨勝義範等参著二先徘徊一細横大路南門前申事由
仍點二基清之家一被レ招入彼二人一先賜酒肴次遣二俊兼
盛時等一令レ問答一給二献上衆徒状一可レ給二定綱父子身之
由所レ載之也亦彼父子之外称下手人上注進交名是
去三月於二佐々木庄一凌二礫山門使一其張本之所岸本

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

十郎遠綱源七真延源太三郎遠定等也云々

○同書（十一巻十六丁右）建久二年五月八日条、院宣云、於宮綱者處遠流、至下手輩者可禁獄之由、欲被宣下之間云々、

○明月記元久二年六月廿七日条、昨日昼信久向彼宅、召下手人、章玄迷惑後見法師一人、伊輔卿專一、侍一人出之了、信久相具退出、見者如堵云々、

○同書建暦三年二月五日条、弁語云、造宮所闘諍、事召仲章朝臣於河陽被勘責、被召下手人云々、

○同書貞永二年三月廿日条、下人等説云、長清卿、次男依倅子之闘諍、捕迎辺地蔵堂法師之子面縛、其小童依為山僧舅子、山僧成怒乱入家内、欲取下手人、依其変三位逐電隠居家中無人云々、

○帝王編年記（廿二巻高倉院）治承元年四月十三日条、後日射神輿下手人禁獄云々、

○百練抄（四巻十七丁右一條院）長徳元年八月三日条、右大臣随身為權中納言隆家所従被殺損、後日隆家卿出下手人云々、又（十九丁右）同三年四月十七日条、検非違使等依勅闔華山院責申去夕濫行下手人是右衛門督公任宰相中将齊信同車自左府出之間

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

於路次花山院ノ人數十人致濫行之故也

○同書（巻廿三丁右堀川院）寛治五年四月十八日条ニ停任検非違使別當俊實是依去三日陵礫検非違使中原範政也後日付使ノ廳於俊實宅被召下手人按抄中此外不見如何

（以下欠）

○諏方縁起（四巻）ニ義家力及ビ數輩の下手人を誅し彼地を神領ニ付らるゝ云々

○太平記（廿七巻）師直圍尊氏居所事条ニ故ナク三條殿ヨリ師直ガ一類ヲ亡サントノ御結構ニテ候間其身ノ誤ザル処ヲ申開キ讒者ノ張本ヲ賜テ後人ノ悪習ヲ懲サン為ニ候トテ旗ノ手ヲ一同ニ颯ト下サセ楯ヲ一面ニ進テ両殿ヲ圍ミ奉リ御左右遅シトゾ責タリケル将軍弥腹ヲ居兼テ累代ノ家人ニ圍マレテ下手人コハレ出ス例ヤアルヨシヨシ天下ノ嘲ニ身ヲ替テ討死セントテ云々

○太神宮諸雑事記（下巻四十八丁右）従者男矢庭ニ死去了

常重ノ父子僅ニ存命ノ件ノ下手人等三重郡字ノ衣比原ノ御厨住人等也云々

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

○親長卿記 文明十四年三月廿一日条 今日於内裏有手猿（内藤七郎云々）子、刻許俄有召参内、有喧嘩事、民部卿被官殺手猿楽衆一人、被引出於門外死去云々、合手逐電、其儀可被如何哉之由有仰云々、同廿三日条 雨下依召参内（下姿可参之由有仰）勧修寺大納言教秀同依召祗候云々、申参仕之由可参黒戸前云々、仍西人参仕、源大納言雅行民部卿忠富上姿候簀子、出御御学問所、東西勧大予在庭上、仰云、昨日事自民部卿許可遣下手人之由種々雖申遣無兼引一段可有御成敗之由、昨夜已被仰下之由申之云々、若下手人事不領状者、傍輩等令生害可出事欤就此等之義可為何様哉云々、勧大納言示申是非暫思案欤何様之由重有仰之間予申云、本人逐電之上者方々雖尋求未尋出之間可遣下手人之由申之処不兼引之条以外之次第也、傍輩等可及生害事無覚悟事也、任法令申之処新儀之違乱者無勿次第也、此上者不及是非之由可被返答也、及数々之儀者可為其時沙汰之由申之云々、又女房奉書一昨日のぎょ沙汰きいうも彼者たつき出すべきよし民部卿まあるべく御出さるゝ

…ぞも、あのよハ下ざの人を出して法のこと
くさまざまいたしてハつらつと仰られてハつバをれて
かゑりみまじきよしやうをうそとてもか
のものゝ事ハ済おほてくるしんさいをいつもしたる
事までハぞおゝ、あきまもたのねがひハ
しだいにさうつふおゝやうお仰つけられてハバめでたく
し仰つ仰られてできよしもうし
○類聚名物考（称号部十六）に、下手人げしゅにんハ、下手人げしゅにん案ず人
を殺せばその科を宥よりて死をもあ是を

下手人といふハその人のくびをきりて対手を殺せ
ばなり、今世俗はその殺されし人のみをさして
殺されしもの、解死人と書かゝ
ゝ、
○興清曰、下手人とはもと下手人を請ふて下手人
を取といふを省ていへるこゝ闘諍ゆゑに手を下
せる人のみを解死人などゝ書かゝ後世の闇推なり、
棒腹りたるものゆゑぞゝ、
廿八日、条は、住僧道覚が之下手といひ、砂石集は下
手男、（二ノ上巻地蔵菩薩種々利益事、下手法師、二ノ上巻薬師利益事、四巻無言上人事、上）

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

なと書るハ下輩の事ゝて手を下せる人とハ義殊なれバ思ひまがふべからず

第十五木をきられる猿

赤染衛門家集ゝ日ぐらしの木をきりたる小夜猿の啼しゝ

○たゝりをき旅とゝもきゝぬれどきられる猿もきゝくなり源平盛衰記廿四巻十丁左南都合戦条ゝ恐クハ木ヲ離レタル猿ノ迎ヤ儲セヨトテ木津川ニ廣サ一町計ノ浮橋渡シテ左右ニ高欄ヲ立タリケリ云ゝ日蓮録内書二巻開目抄上巻廿八丁右ゝ諸ノ声聞法華ヲハナレサセ給ヒナバ魚ノ水ヲハナレ猿ノ木ヲハナレ小児ノ乳ヲハナレ民ノ王ヲハナレタルガゴトシ云ゝ戦國策二四ノ下右巻齊閔王篇ゝ魯連謂孟嘗君ニ曰猿猶猴錯木ヲ據水則不若魚鼈ニ云ゝ補注ゝ錯ハ舎置也云ゝ淮南子六巻六丁左覽冥訓ゝ猨狖顛蹶而失木枝ヲ云ゝ注ゝ狖猨ノ属長尾而昂鼻云ゝ同書九巻廿丁右主術訓ゝ猨狖失木ヲ而擒於狐狸ニ非其處也云ゝ説苑十六巻十四丁左説叢篇ゝ猿猴失木ヲ禽於狐貉者非其處也云ゝ文選六臣注本一巻廿六丁左班孟堅西都賦ゝ猨狖失木ヲ云ゝ注ゝ

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

善曰郭璞山海経注曰猨似猴而大臂長便捷色黒蒼頡篇曰狖似猴理云々淮南子曰猨狖顛蹙失木云々向曰失木云々驚懼也云々注猿失木而悲四古遠遊詩曰猿啼失木間云々啼喩已之天涯涙云々與清曰猨狖失木の故事ハ戦國策出処あるか文選註釈の六臣淮南子を引證し佩文韻府編修の七十六人前説を脱しなるかいうまでやさもなくてハ六臣佩文韻府を引かしその説おほうるかに合せて百六十二眼あるに二眼ハ劣るとしてハ呵々大笑

第十六出仏を斬出忌

今俗他行せんとするとき仏をきらひ嫌ふをハ金銀の資財雑具もあれ別の世家より出つめるものの好詮之つめるハはづかしきものの心の俗語ともいふべきよしなり淮南子兵略訓曰君若不許臣不敢将君若許之臣辞而行乃仏鬢設明衣也鬢凶門而出云々注ハ鬢仏送終之礼去手足仏云々とぞ見えたるハよしありともぎとめよべし

第十七繁文無益

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

俗ニ下手ノ長口上トイヘルモノニテ
拙劣ナルモ勿論ノリ淮南子人間訓廿八オ繁称
文辞無益於説審其所由而已矣トアル余平常所
著ノ書モ此辞ナリテ劉安ガ
トアルニ
第十八 楚鞦
新野問答一巻ニ君美問楚鞦云々同四巻定基卿答鞦
連著楚鞦云々無覚悟ト云々吾妻鏡十巻四十オ建
久元十一七条ニ楚鞦云々世俗浅深秘抄上巻廿
ニ大営會御禊日非参議モ猶付楚鞦於杏葉ヲ云々
ニ

ニ丁左楚鞦ハ尋常ニハ依官令用之然而又主
人用之上皇之高野詣之時有騎馬ニ用之又有総
常代ニ関白之献馬車後ニ而被引有総鞦ヲ用之也然
而於路頭ニ聞ク楚鞦被用之関白長谷寺詣ナド又
用之也云々飾抄下巻廿五丁左初齋宮入諸司鞍条ニ仁
安二九廿一殿記曰初齋宮入野宮五位已上和鞍
黒地楚鞦付杏葉結唐尾云々物具装束抄鞦事条
ニ連著而鞦楚鞦小総連子総云々無名装束抄ニ
楚鞦ハ杏葉ヲ付ル時用ト見エタリ又康治元年
十月三日知足院関白イハレシハ楚鞦ハ拾タル

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

支也、六位用之、又戎(エゾス)等が拓ナリ云ヽ武器考證十七巻、無名裝束抄条ゝ本文ゝ赤滑ノ朱塗トアルハ即楚(シリ)鞘ノ体也、餝抄、世俗淺深秘抄等ノ見テ知ベシ、滑(ナメ)革ニテ造(ツク)テ、緒(ヲ)ヲ付ス、樹木ノ楚(シリ)ノ枝ナキニタトヘテ、スハエ鞘トハ云ナルベシ云ヽ

第十九清少納言

○清原系圖(群書類從卷六十三收之)ゝ、天武帝―舍人親王

貞代王―有雄―通雄(賜清原姓)―海雄(筑前守)

房則(豊前守)―深養夫(内藏允藏人從五位下雜色)

顯忠(下野守)―元輔(肥後守)―女子(清少納言)

按ゝ十四巻系圖の本ゝ清少納言ヲ漏シ

○作者部類(庶女上)ゝ清少納言、清原元輔ノ女、一条院皇后宮女房ノ後ニ二詞ニ二千二續ニ一今ニ一玉ニ三載ニ一云ヽ

○枕草子(春曙抄本五卷廿五丁左)ゝ

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4

ガラス使用

歌のそでに書ていひ給ふをもてあそびぐさにひろめ
事ぞとぐひ侍るめり
按后宮定子の御歌之今霄庚申まて女房た
ちの歌よませらるゝ清少納言一人ま
まきりけれぞ□□□□の戯の歌を書てとらせ
たまふるに此歌より元輔が後といふ君
と有此外枕草子中より元輔の女のよし書し
るせる又皇后宮定子はうせ給ひ上藤
の次郎まさらひろうを因侍るなどき
沙汰なども此草子にくはしく栄花物

語よい定子の御妹(シゲイ)淑景舎(シヤ)の女御の御もと
より安侍のへせしよしも有淑景舎女御ハ三
条院の女御なり
○新古今雑上元輔が老のしひみける家のかきは
らを清少納言のしるしをこせて侍ける比雪
たての垣もたゝなをしまだ侍ぬのはしるき
深衛門
あるかなきかの雪の里ハあれぬるらん
○垣ねなるらん
按赤染家集にも出て荒たる垣ね

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

はくらうろうんをとゝのへうたひ作もり、

○續千載雜中ゟ、老の後ちもりみて作りける後人の尋てまうできたりけるをばゝ清少納言、

とめん人も有ともえこそいひやめ我やはきみとおどろかれつゝ、

按契沖ノ百人一首改觀抄清少納言歌注安藤為章ノ、

年山紀聞二巻あるゟ山詞書ゟれば、都のめるひとゝゟ、ゟもり為成べしといへり、

○古事談二巻臣節ゟ、清少納言零落之後、若殿上人、アマタ同車、渡ルニ彼ノ後宅前ヲ之間宅躰破壊シタルヲ見テ、少納言無下ニコソ成ニケレト、車中ニ云ヲ聞テ、本自棧敷立タリケルガ簾ヲ掻揚、如鬼形之女法師顔ヲ指出シテ、駿馬之骨ヲバ不買ヤアリシト云ゝ、旁注ゟ、燕王好ノ馬ヲ買ノ骨事ゝ云ゝ、

○さゝ〳〵頼光朝臣、遣四天王等令打清監之時、清少納言同宿ニテアリケルガ、依ニ似法師ニ欲ルヲ殺之間為ル尼之由ニエントテ、忽出ス開ヲ云ゝ、

輔ガ男云ゝ、

按清少納言老の後、零落して尼ゝなり、都下の廢屋ゟ住たるよしゝ、うく古書ゟ明證あきら、

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4
ガラス使用

四國へさらんとて鬼形のごとく老さらぼふる女法師をともなひ海原をしのきてこゝもおもてぞ
てこゝらん

○新拾遺釈教ノ法華經序品清少納言女

白妙の光ともなくふ花ぞそれとく花をうね

按續作者部類歌女清少納言ハ

觀抄ニ此ものゝ父ハ行成卿ノ女云々

○倭漢三才圖會七十二ノ本山城国部ニハ清少納言古跡一万里

小路通中御門與春日通之交今為民家清少納言

一條院皇后宮女房也舍人親王之曽孫通雄始賜

清原姓通雄五世之孫元輔之女故以清字長徳長

保年中著述歸枕草紙與紫氏之源氏物語相並行

于世皇后薨後移四國尋於洛誓願寺出家往生即

彼寺有古墳或曰老後于阿波撫養郡蜑村育墓云

○

○連水見聞私記三卷ニハ清少納言ガ墳ノ事讃岐國金毘

羅の前ニ塚あり土の人是を清塚（キヨヅカ）一説セヲカト云よ

し實ニ清少納言ガ墳ニ二十年以前此墳をあばき

人をせしニ土の人是想ふ

うつゝなき沙汰のもとゐれ
しるのありそしもうれと此事領主へも申入そ
侭おうれしとゝ云こ此説明音寺了困讃州へ
下向見ニ岁之ヲ云こ

○
白虎隨筆下巻ニ清少納言墳墓讃岐國金毘羅山ノ
麓ニアリ正徳年中初此処ニ時ノ太鼓ヲ建ベシト
テ件ノ古墳ヲ堀崩シケルニ其夜奉行シ侍ル者
ノ夢ニ何方トモナク女来リテ
現ナキ後ノシルシヲ涙ニカトハレテ跡ノア
リテシモガナト云歌ヲヨミテ悲歎シ侍リシ夢
覚テ後領主ヘ訴ヘモトノ如ク石塔ヲ建テ太鼓
堂ヲトリ外ノ地ニ移シケルトゾ丸亀ノ玄安寺
長老大真ノ物語ニ云こ

○
結馳録十二巻ニ清墓ノ事讃岐金毘羅山ニ清墓アリ
相傳ヲ清少納言ノ墓也ト寺僧祐覚曽テ清少納
言ノ歌ノ夢ト云ウツヽナキアトノシルシヲ
タレニカハトハレシナレドアカシテモガナ或
人云是金毘羅山ニハ非ズ安藝一士人ノ家ノ事
也ト

○
小窓雜事五巻傳部ニ近頃讃岐國加茂ト云所ノ土民

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

ノ夢ニ美女一人來リテ自ハ清少納言ト云者也、
昔都ヨリ此地ニ下リテ終ニ空シクナリケレバ、
人其所ヲ知ル事ナシ、汝シルシ立テ我終レル
地ヲ此ニ知ラセヨトテヨメル歌、

ウツヽナキ跡ノシルシヲ誰ニカハトハレテ
後ノアリテシモガナ墓ナド筑ニ待リケルニヤ
云ヽ

○閑田耕筆一巻ニ讃岐象頭山の鐘楼の傍ニ石の誌(シル)
有テ清少納言の古墳(ツカ)と傳ふ、いつの頃比とも不知
墳を他ヘ移さんとせしに金光院といふ坊の住
侶(リョ)の夢に一婦人來りてうつゝなきあとのゝ
しを誰なのいとふの歎(なげき)ありてしもぞ
と唱(となへ)ゝそうてさめぬ、ゆゑ八洲(やしま)とも清女の墓な
るべしとおもひてもとのごとくなし給(たま)ひしと
又同國白鳥(しらとり)ノ社(やしろ)ハ日本武尊(やまとたけるのみこと)の社(やしろ)にて
其(その)ハ彼(かの)白鳥(しらとり)化(け)して飛(とび)去(さり)給(たま)ひし所(ところ)
なるよし(由)ありと
の鏡(かゞみ)ゝ京の女郎といふ
墓有て清女ともいへどもたしかならず又阿波
の里の海士ども清女入水せしを埋(うづ)めるもの
ゝ墓あれどもまぼろし信じがたし又世
ノ松島の記とやらに清女ありて清女おちぶれて

後みちのくへ行もうでゝ書記しといへども
しかる證もらえず筆のさまもいよ〳〵別の女房女尼などありき
かいくさりもあるべきこととぞ例せば世よ淑
乃記とのみ作者名れそうが貞應二年とある
る長明と記り傳へ又仁治二年源親行紀行或
文光行とも
しおのれわれもへ讃岐清女の所縁ある
放象頭ら一里餘のおなて在路寺とふ寺
古墓ありて道隆親王れ札をたてそう親王が必

誤りて中関白道隆公ぞとのべつ此寺の建立の主
故よ石寺の号ぞ呼ありちん此関白の荘園らの園
ありて女院女定子皇后の仕へまつりし清女
ぞれの皇后うくれ世給ひ関白の御系も亡給
ひて後清女も此もうりまつりて時国よりちら
へ帝んかたり成〳〵ぞと
○春曙抄一巻よ玄旨法印御説よ清少納言が一条院
の皇后宮の女房と云て此皇后宮と申仕まつり
関白道隆公の御女定子と申仕し時草紙の
あるお其の御ぞくぞと侍ら是也然ら栄花物語

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

よ、三条院の女御淑景舎（シゲイシャ）道隆公女 定子妹 の事もとゝ書ほう〳〵せしよりこゝろ〳〵しう思案（シアン）し此草紙を淑景舎（シゲイシャ）のつぼ（ツボ）ねの御方へ出されど、さる人へ伝らず、但此草紙をひらけば、一条院乃長徳年中、長保元年二年などの事どもありて、其のち此つぎ書あり、彼皇后宮ハ、三条院の（長保二年十二月五日ゟ翌年正月廿七日迄淑景舎ハ）事まて、如此しるしおきたまひて、四年をうや〳〵書ほう〳〵しるしおきたまひしものから、はて長保四年八月廿日ゟ後ハ、ふたゝびかの皇后宮隠（カク）れたまひて、其のち此草紙をひらけば、もし清少納言もまいりかよひなどしたまふ、又ハ、栄花物語などに、条院乃ことを書つゞけたまふ、此草紙ハ、後のものゝそへ書なるべし

之

新古今集云、元輔が、おくれ侍りける家乃ちかき所にうつろひ侍りけるを、清少納言もまかりかよひなどしけるが、雪のいみじう降りて、へだての垣もなきまで、荒れ侍りける年、

深雪

詠めおくる雪も年里いつれ昔の垣

ねさらん又玄旨法印百人一首抄云清少納言
老後ハ四国のうらもあわちぢ物とぞ云こ
愚案一条院乃御代のさいしめしより道隆公関白ち
ひ宮ゝ皇后宮ゝ立ゐて御威光もめてたくうら
しき清少納言もこの皇后宮ゝまいりなれ
て上臈乃ひとりごちひ甚(いと)才(さえ)いみじくうらなれ
ば四位少将ちゝき沙汰などのこと此草紙ゝ見へ
たりちうゝ中関白殿道隆公もめくれさせ給ひて
御兄弟ちうち御中ちうらぎりし御堂殿関白ち
ゐひて上東門院入内ありて中宮ちゝくせ給ひ

ゐどしく後ゝ伊周公隆家卿なども遠流のことあり
き皇后宮い女ゝこ男双ちうなどうちせ給ひなれ
どゐおくゐめくれさせ給ひ御いもうと乃淑景
舎ゐうちつぼさてうせ給へるゝ久
い時をうしちひて成出ぐきゝ女ちうゐも
ゐゝに清少納言ゐ心ちあれてゐ
ゐもさゐよひゐしおこそ此草子ゐも其古迹
ゐそゝ男ゐのべて此皇后宮の御威勢あまし
かどの事を取こみ書給ふまゝ我身の世みゐめ
ゐ安されし事どもゐ数多ゐくゐ記しゐや或説ゐ

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4
ガラス使用

清少納言誓願寺にて出家して帝の陵をうろうろいとしき往生をとげて彼岸まで墓も有と縁起少兄の時代おのおのにて一旦はねちがえしうぢの統為のそのいみじうりうさん才有人のそうしめでさく侍ることも

○輿清按清少納言阿波の撫養にて死しよし侯漢三才圖會の説にて阿波若所圖會にそこも今も五輪の石塔ありといふことなれども古書の趣なるやう也誓願寺に墓もありともいふも古書にそのことを記せるものなければいづれ

ぶ○右所若二阿波少将君之問也

第廿里の海士

阿波国名所は里之海士あり土佐日記にも家集海辺水鶏源仲正

里のあまはありとの浪ふ再なき生てたゝくゝ

ひろめおとろくべきの此歌歌枕名寄南海部阿波国条にも載て果の句おとろくべきうらぬう那と有後拾遺恋二まつそらひ行けむ女のことと人も物うら

とゞめてはらはしけむ藤原宣方朝臣

うら風もありぬべきみくりなす里の塩乃

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

けぶりのようなるは、狭衣四十九
藻うり舟をはやらぎうらぐうらぐうらん
なはしの里のあまの娘、誠ぞ阿波の地名なるべ
歌拳をたべあらばされど更に後世
くおもひつゝ、源仲正の歌一首のこゝの外
いつまの里の蟹あらんもをあはうしとよ
狭衣の歌、鳴門水鶏などもよ
題詠の歌も、仲正が歌よりて里の海
見合せたるまゝ、阿波の名所とせんべしさて里の海
人といふ地名もいうぐあらんもとはさといふ

あの海人なれば、さいふ和名抄巻九常陸
久慈郡の郷名ふ佐都あり、今本は佐の字を脱
しるし、神名式續日本後紀、三代實録ともふ
都神社を見え、今も里宮とて社を村名も森り
なる和名抄巻九豊前、仲津郡の郷名も狭度とも
あり、かく佐都といふ地名の例ふきのれ見え佐
渡の国も狭門の義にて、海門狭きおよれるを
思ふ鳴門辺乃狭門あり、佐都といふ地
名もあるべきふ海人を里の蟹とも
いひぐきにて里の海人は、阿波国、根野郡撫養

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

の浦よて鳴門の如きの石塔あるとも後人の名於阿波守将君之問事

第廿一廳宣

古簡雑纂七の巻よ廳宣あり其写

廳宣　留守所

可早以下金倉郷内下知為東大寺便補保事

右於国内停封者令便補原郷如

国先了而彼郷之所国令召彼

寺領三ヶ所（東本古本ノマヽ云々）并田仮間依旦領主宿老

以国衙下知所令加補也以尼浄

覚為領主以所国者令便補彼寺

三ヶ所封田可停止勅免院宣役

状所宣如件留守所宜承知不可

遅失以宣

仁安三年八月日

左兵衛佐兼大弁為泰執達（花押）

與清按此舊文ヨて古代の廳宣の体裁を推量べし

第廿二優名

今世相撲取歌舞妓役者浄瑠理太夫などの實名の外ヨ大野松稲妻松本幸四郎市川團十郎深太夫春太夫などの名あり、古今優名と称ぐし、五代史巻廿七伶官傳一丁ヨ荘宗既好俳優又知音能度曲云ヽ其小字亞子當時人或謂之亞次又別為優名以自目李天下自為至於為天子常身與俳優雜戯于庭云ヽ又右二丁郭門高名従諫門高其優名也云ヽなどそれぞれを始めもべし

第廿三背負板木薦

武相の賤民田草を採時、大なる笠物もて雨をも照日のうげをも拒くるあり、それは莚ござの物る縄級をつけて左右の手ヨ徹し背ヨ負之、七方七板とりつべきを約てシヨイメといふなるべし、漢書晁錯が傳ニ軍用の物の名の殘れるなるべし、漢書晁錯が傳ニ匈奴之草笥木薦帥能支也といふる注ヨ孟康曰草笥以皮作如鎧者被之木薦以木板作如楯一曰草笥若楯木薦之以當人心也師古曰一説非也とある木薦ハ背板の類ヽ

第廿四毛挙

庭訓往来二月廿三日状ニ公私忩忙之間不遑毛挙云々雑筆往来（群書類従巻四十七百四十五丁右）ニ踪跡惟多不遑毛挙云々安齋赤鳥下巻七十七丁左ニ庭訓往来ナド不遑毛挙ト云或ハ不遑毫挙ト云テ書尽スニ暇アラズ毫ヲ筆ノ事ヲ云フ也筆ニテ書ト云フ也毛挙毫挙トモニ漢文ニハナキ詞ナリ漢文ニハ枚挙ト云ナリ云々同葵作八十五左ニ先年予ガ友山岡俊明問庭訓往来ニ不挙毛挙ト云文アリ此毛挙西土ノ書ニ不見及如何予荅曰蓋我国ノ俗語ト而メ廿餘年心ニ忘ルヽコトナカリシガ今日史記評林ノ讀史總評ヲ讀テ不慮ニ毛挙ノ字ヲ見得タリ總評ニ王維楨ガ曰遷ガ史之文或由」本以之未或操末以續顛或繁條而約言或一傳而數事或従中変或自傍入意到筆隨思餘語止若此類不可毛挙意不得其要領ト見エタリ然レバ我國ノ俗語ニハアラズ尚是ヨリモ古キ書ニ有ルベケレ共管見ナレバ知ラズ王維楨ハ明朝人ニモ毛挙トハ毛ハ筆ノ毛也筆ニカキツクサレヌトヽ云フ之不能腐毫ナドヽ云モ毫ハ筆ノ毛ノ事ニ

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

テクサレタル筆ニテハカキツクサレズト云フ之不可毛挙ト云フ語餘リ多クハ聞ナレヌヤウニ思フハ予ガ管見ナルベシ云々漢書（廿三巻十三丁右）刑法志ニ徒鉤摭微細毛挙數事以塞詔而已注ニ師古曰毛挙ハ言ヒ挙ルニ毫毛之事ヲ軽少之甚ヲ云々佩文韻府（卅六巻百八丁右）語韻挙字條ニ漢書刑法志ヲ初トシ子華子謝覿（ガ）王言如絲賦司馬光（ガ）議貢挙ノ狀蘇式（ガ）司馬光（ガ）行狀ナドノ出所ヲ挙ケリ

第廿五臣ハ君ニヨリテ忠アリ不忠アリ豫讓范中行氏ニ忠アラズシテ智伯ニ忠アリ百里奚虞ニ愚ニシテ秦ニ賢ナリシコトモ君ノ意ニアリ君臣ノ如キニ於テハ臣君ヲ見ルヿ寇讐ノゴトクナラムトモ君ハ臣ヲ得ンコトヲ求ムベシ臣ハ君ヲ得ンヿヲ求ムベシ（一巻五丁左）周臣傳ノ贊ニ作器者無良材而不能治國者無能臣而有良匠治國者無能君蓋材待匠而成臣待君而用故曰治國譬之於奕知其用而置得其處者勝不知其用而置非其處者敗者臨碁注ニ終日而労心使善奕者視之為之易置其處則勝奕勝者所用敗者之碁也興国所用亡国之臣也

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

第廿六普賢象といへる櫻
櫻も普賢象といへる一種あり、新續犬筑波集一
巻春部に
道も歌乃もゝとといひとつゝとりあへて附句も、
大坂人如真西行ざくらはくるあげんざう又雨と
けの外しそれぞあぢきとりあへ附句も京都
人喜多村樂只吹うつす風のみぎりのあげんざ
う怡顏齋櫻品七十五に普賢象千辨まて五六輪
一ゐ窓りて貼花甚張び莖長く垂色赤し花ノ中
葉總一筋二筋ゝ茎の芽のあとくある巻葉
五六分の長さの青芽二三箇花辨の間より雜りて、
出花形しぼみつゝうつむくし奥州仙臺まて、多き
を紫天の櫻といふ京都まてたゞ紫天といふ犬櫻
のみ之活所翁櫻譜に曰塩竈に同し但花中ゐ二葉
出是其異とす花鼻葉歯同音也象鼻出歯の意
ゝしと普賢象とりわけ鈍永曰藝花園ゟりわけ大
白千辨淡色を帯び花中二ツの細葉出て象鼻の如
し或人云此花莖長して下へ垂る故普賢象といい
ふと也云々天野信景が塩尻に此一のみあげんざう
と呼櫻花實ハ普賢堂とりわけ宣胤卿文亀

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

二年記詣千本念佛幷普賢堂櫻盛也云々（普賢堂ハ
千本焔魔堂ヲ在リ、ソコハ
ありし桜ゆゑなるべし）
叙ス此櫻ノ事ヲ云テ或曰普賢象和訓與花音
同花之白旦大者如菩薩所乘白象之鼻也云々（此
ゑばゐんさうとりやもいまし〳〵よりの名之
白しく花の長きや
ゐろうや）山城名勝志二の巻五十九オ
普賢堂櫻（在閻魔堂ニ世謂普賢象ト）宣胤卿記云文亀二年三月
九日詣千本念佛幷普賢堂櫻盛也親長卿記云明
應四年二月十三日參詣千本釈迦堂遺教経聽聞ス
次千本櫻一覽了般若懺百首（謝ス人ノ恵ムヲ櫻花ノ詩ヲ
幷ニ序）横川（横川の詩）櫻之
於我國也不曰櫻而曰花如洛之壮丹蜀之海棠蓋
所以遺之也普賢堂者天下第一也世傳鎌倉有堂
普賢安之其地有櫻俗謂之普賢堂或曰普賢象和
訓鼻與花音同花之白旦大者如菩薩所乘白象之
鼻也両説孰是平安城之西有此櫻實名花也万年
之距此地也里許近而近毎到春時携客出遊何可
一日無此花耶自丁亥之乱東西鴻溝不見普賢堂
者七八九年于今矣（善）距歩之間雖花如敵音春負公
乎公負音春乎不可得而知也今茲甲午西人乞降
運遂解圍不亦悦乎今日有客惠櫻花者所謂普賢

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

堂也予與花一咲知十年之舊吁異哉不啻生逢太
平日而得見此花幸之又幸也感喜有餘作詩謝之
云七年不見普賢堂蝶亦東西難遍墻乱後逢花春
似夢一枝晴雪滿衣香小補絶句（春暮着花普賢堂花横川）杜
宇声中春欲闌城西櫻雪一株殘人生易逐落花變
暗想明年子細着云々與清椒横川ゞ櫻花詩并予
翰林五鳳集七の巻春部よも載られ横川は足利
義政将軍おぢ比の人之此序よ丁亥之乱といふ
ら應仁元年丁亥之甲午ハ文明六年甲午ある
り

第廿七号　土賽報

江戸谷中笠森稲荷の祠あり笠森はもとその森
のさま笠を似ゝりいひて笠森の音瘡守と
笠山おとりお類なるべしきて世俗あや
通へい瘡を治ひる守也守る神とーと世俗あや
ふまをまぶものあはう又其の団子を供
をまりて平愈を祈り賽報の時ハ米の団子を供
ふるあるゝはしと云　五代史四十二　雑傳四十三丁左　朱瑾が傳ゟ瑾が
名重江淮人畏之其死也尸之廣陵北門路人私共
瘡之是時民多病瘧皆取其墳上土以水服之云病

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

輙愈更易新土漸成高墳ともあるは同日の談とい
ふべし

第廿八五六鐙

○本朝軍器考十二巻十八右に武藏鐙と云ふ物は木
鐙にて今の世に五六ナド云ふ物其遺制也トハ
云ナリ佐々木三郎盛綱が藤戸渡せし時の物也
トイフ物其片方今も世にアリ又今の世に
用フル所の如クナル木鐙の黒塗タル也西南諸
蕃の鐙は木を刻メル狀小籠の如クにて足の指
ヲ其中にカクス榛棘に入テも足ヲ傷ラザラン
タメ也トイフ事異朝の書にも見エタリ范成大桂海虞
衡志足利殿の比に伊勢の家にて鞍ト同シク作レ
ル木鐙世に猶多シ世にコレヲ制ス五六ナド
イフハ五寸六寸に作ルベキ定レル法量アレバ
ナルベシ云々

○按有職備考十三巻鞍具足部鐙の条にも此説
を引たり

○武馬必用三巻十五右に馬部の鐙は五六のあぶみ
もよくうるあぶみもよしさりとても萬流のあぶ
みは排(コシラヘ)ぬるを佳(よし)とす云々

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4
ガラス使用

按金鐙ニ對シテ五六鐙トいひ又きゝバ五六鐙
ハ木鐙ヨリめづらしき古流トハ大坪流ヲ指せ
ラるゝあハ大坪流の馭術家齋藤宣易ノ撰まれ
ばゝ

○舳艫訓三百ニ五六鐙、鉄ニテ骨ヲ作テ木ヲ入タ
ルヲ五六ト云、何故五六ト云ヿ詳ナラズ、或説ニ、
五六三拾貫の重リヲ、柳葉ニ掛テ伸ザル故、五六
ト云トイヘリ、伊勢浄齋ガ談ニ、鐙ヲタメスニハ、
三拾貫ノ重リヲ掛ルトイヘリ、右ノ説ハ、貳貫目
タラズ用ガタシ、又或説ニ、五六三石ノ米ヲ重リ
ニ掛テ、伸ザル鐙ヲ五六トイヘリ、此説モ如
何、又或説ニ、昔甲州ノ五六ト云里ニテ、作リ出シ
タル鐙ナル故、五六ト云トイヘリ、甲州ノ御代官
ニ尋シニ、五六ト云地名ナシ、右ノ説モ用ガタシ、
或説ニ、五六ノカ子ト云コアルユヱノ名也ト云、
伊勢浄齋ニ、五六ノカ子ノ事モ問シニ、答テ云、鐙
ノ蛸頭ノ舟根ヨリ、舌先ノ外カドマデ、五寸六分
ニ作ル、是定法也トイヘリ、此五六ノカ子ハ、木ヲ
入ル鐙ノミニモ限ラズ、鉄鐙、真鍮鐙モ皆五六ノ
カ子也、或ハ一分、或五重許僅ノ申縮ハアレ共、大

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

度(イヅ)五六ノカ子也、サレバ木ヲ入タル鐙ノミヲ五六ト云ベカラズ、貞丈按上古ノ鐙様ノ形アリ、唐鐙アリ唐鞍ニ用ル之其形輪也、又壷鐙アリ其形皆ノ如シ、又舌長鐙アリ餅抄ニ圖アリ、又舌短鐙アリ今鐙ハ木ヲ入タル鐙モ鉄鐙モ大抵相同シ、皆五六ノカ子ヲ用ルユヘ今ノ鐙ノ惣名ヲ五六ト云ナルベシ、然ルニ後代木ヲ入タルノミヲ五六ト云鉄鐙モ五六ノカ子ヲバ用レヒ五六ト云ハズシテ鉄鐙ト云ナラハセルニ依テ別ノ物ノヤウニ思ナルベシ、古書ニハ五六鐙ト云名ハ見エズ、然ニ今ノ鐙モ近世ノ物ニハ非ズ後三年合戦繪、前九年合戦繪、保元合戦繪、年中行事繪、西行物語繪、法然上人御傳記繪、其外古画ニ專ラ多ク五六鐙ヲ画ケリ、延喜式ノ左馬寮式ニ木鐙見エタリ、諸鞍日記ニ前駈ノ鞍ノ事、形ハ移(ウツシ)ノ如シ、鐙ハカナ鐙モアリ古ク、古画ノ前駈ノ体ヲ見ルニ鐙ヲ形今ノ鐙也、然レバカナ鐙トアルハ今ノ木鐙トアルニテ、木鐙トアルハ今ノ鉄鐙ニヲ入タル鐙也、古ハ如此(カクノ)ヲ、両品共ニ五六ノ矩(カネ)ヲ以テ作ル故惣名ヲ五六

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

掛ト云然ニ鉄鐙ヲバカナ鐙ト称シテ五六掛ト
イハザル故ニ五六掛ト云名ハ木ヲ入タル鐙ノ
名ニ片付タル也
按五六鐙の説並圖赤烏(下巻)小車錦ちぐも(ふ)
(ロク)(カケ)
の五六矩(かけ)よりて、五六鐙といひ鉄鐙木鐙
ノ總名といへる説ぞ、後まふ必ず
鐙ならねばあぶみ、古もさぞいひけん武藏
鐙ハ木鐙よそひ色紙五六ともりあふ武藏
の五六の里といふあたり作り出(いだ)しもの名
(ど)
へうず五六の里今いとれぬぞ小六神社

とりあい胡禄神社ぞ今の高坂の氷川社
あるくハ小六の社といひけるよしもあり
足曳又六郷の里といふも胡禄の郷の省(はぶ)
まや美濃國ろくの渡りもあるべうたぐ
ろくハ胡禄の省語ぞれより云郷とハあや
ふくもそれ神名帳よ武藏國荏原
郡磐井神社あり今の鈴森の八幡宮といへ
るハ正しく證もあればむべあひがる
ほらく男あよ今の高坂の溜池ハ古代より
の池ぞ見あるよ其の近辺の氷川の神社を

きび、磐井、神社とりよつづくやとおなじ、此里より胡禄（ヤナグヒ）は、鎧（ヨロヒ）は、武器を製（ツク）り出（イダ）しゝなり、胡禄の里とあいひ、後よりの社とよぶ事とおもふ成べし、赤坂氷川社を小六の社といふよし、總國風土記を出（イダ）して、江戸の地誌ぞある記したり、胡禄八神名帳は、對馬上縣郡は胡禄神社、胡禄下子神社あり、續日本後記はハ、胡籙と書たり、延喜式（音服和名夜奈久比）盛（モル）失器（ウツハモノ）也、唐令用（モチフ）胡禄二字（ヤナグヒ）唐韻云、

箙麗（胡鹿二音）箭室（ヤノアナ）也とみえて、やなぐひを祭る神社を、胡禄（ヤナグヒ）といひ、其多を作り出す里を、胡禄（ヤナグヒ）とよびしなるべし、小六は借字にて音通ぜし、小六といへる人名はあらざるべし、諸説多ケレ共、推量ノ説ナリ、鐙（アブミ）

○赤鳥（下巻）は、五六鐙ノ名明解ナシ、諸説多ケレ共、推量ノ説ニ足ラズ、真文モ亦推量ノ説ナリ、鐙ノ骨ヲ作リ、其骨ニ木ヲ挾（サシハサ）ミ入レテ作タル物ナレバ、鉄ト木トヲカラヲ合スル意ニテ、合力（ガウリキ）ノアブミナルベシ、ソレヲ五六ト書タルユエ知レヌ変

ニナリシナルベシ、テカラトヨク、呉音ニテハ、ロクトヨムナリ云々、按此説いとうけがたし、
るべくもあらず、又力の字、漢音ニテハ、リョクなどいふ音あるやもしれず、

○又云五六鐙骨圖、

此骨内ノ方ニ三分アリ、其ウチニ木ヲ入ル、ナリ、鳩胸モヤナイバミ均水ナリ
五六ノ合力カナルベシト云ノ前ニ記ス、

按和漢三才圖會卅三巻、車駕之用部よ、

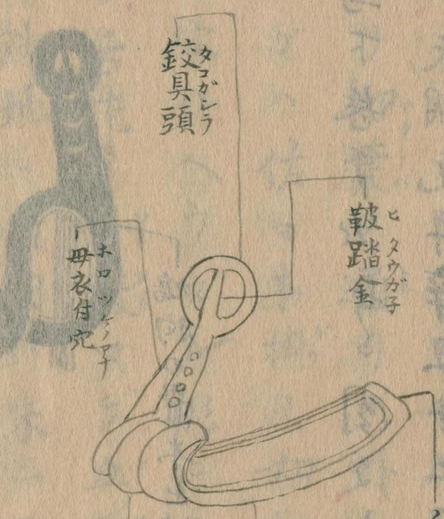

按鐙頭環以兼逆鞢處俗曰鉸具頭一名鶏頸其環中有鉄揺旋者曰鞍踏金凡ソ以テ両鐙ヲ称スニ一足ヲ武州作ノ出者ヲ上ト故ニ謂フ武藏鐙ト云々ト尺

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

○小車錦ヨ、五六鐙ノハネ

桜赤鳥下巻ヨ、出セル図ヨ、大同小異ナリ、

○武蔵鐙ヨ、天明元年辛丑十二月四日予古キ鉄鐙ヲ求メ得タリ、畏古クシテ地肌荒タリ、鉄色紫ニテ、鍛畏堅シ、全体ハ作ノ木鐙ニ似テ小形也、カマクビアフムカズ、大ニ反ズ、鳩胸中低シ、高シ、大ニ突出ズ、肩ヨリ柳葉ノ通リノ外ノ端ニキテウメンアン、サスガハ佐々木掛ノ如シ、無左右也、サスガノ出入ノ穴ハ、ヘウタン形ニスカシタリ、カコ頭ノ下ヨリ、舌先ノ外稜マデ、五六ノ矩ニ分タリ、惣体無文ノ鉄地ニテ、内ハ朱ニテヌリカコクゼノ正面ニ、金澤住ト銘アリ、今隔方ノ鐙モ銘同ク、金澤住トアリ、金澤ハ武蔵國ノ地名也、是古所謂武蔵鐙也、加州金澤掛ノ鐙アリ、カコクゼノ正面ニ、

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4
ガラス使用

加州金沢ノ住ト銘アリテ象眼ヲ入タリ惣体サマ〳〵ノ文ヲ象眼ニシタリ全体大形ニシテカコクビアフムキ双リテ鳩胸ノ中大ニ突出テ見悪シサスガ無右右ニアラズ武藏ノ金澤掛トハ大ニ違タリ云々

按ニ武藏鐙赤鳥小車錦ノつきも伊勢貞丈ノ隨筆ニも古色ノ鐙ハ金沢住トありテ武藏ノ金沢ト記シて武藏ノ金沢作リならんといふ信ずべし加州金沢作の古鐙ハ象眼なども形ノ異なるものなりとぞいふべきならん

興清曰五六鐙はもと武藏国より作り出せる木鐙にて今の江戸の赤坂氷川明神の社辺の里ゟ〳〵胡禄まで〳〵鐙などの武器を作り出ん故に胡禄の里といひ社の名も小六神社などよべり〳〵其神名帳の荏原郡の磐井神社なるべし磐井といひ〳〵て石井の義にて井池ありて名の名〳〵さて胡禄の郷とかゝれど和名抄の郷名の部ハ郷司ある里ゟを挙られたりと見ねバ古書ハ和名抄ハ載られざる郷里の名おほく散見せり郷も里も通ハ

称て郷司はる里長ともいふ地名
も、あの小六の里を着て六郷といひ、その六郷氏が領せし村らを
六郷領といひんハ、下総の印東庄を着て東庄
といひ、そこの領主を東氏と称せるごとし又美
濃國も呂久の渡あり、また呂久の胡禄の里を着てさ
りあるても有べし、さて武蔵の赤堀辺古の胡禄
の里より、そこより彫り出せる鐙を五六鐙とい
へりとその胡禄とも、小六とも五六とも通用し
て書ること古の例なれバ文字も泥てあるもあべし

らバ、あの当ハ武蔵も木鐙(鐙)は事にて五六鐙とも
いふべし、五六の寸法よりも、その
寸法ハ、もし五寸六寸ハ當れらバ徑
ひがたし

第廿九壷碑

顕昭法橋の袖中抄十九の巻廿七丁右いしぶみの条
に、
いしぶみのそつくはひえ
てもあはあのぬけきの跡顕昭云いしぶみとは
陸奥のおくなるはもありぬ多あり日本の東の

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4
ガラス使用

をといふ、但田村将軍征夷之時、弓のさびみて、石の面ヨ日本の中央のよしをゑりつけられて、石文（イシブミ）とめるといひつゝ、信家侍従の中しは、石の面をうち四五丈そぎとりなほ文字をゑりはけりなどの和をばつゞけとりかゝる也、私云、みちのくまでと思へど、いかゝ也、私云、みちのくまでは東のはてと思へるもいはゞ陸地をいへるなるべし、云云、

さん日本の中央ともおもはれぬ布云云、堀川百首、

按いしぶみやそとのせばの後朝恋の条ヨ出て藤原仲實の歌ヲ、夫木抄（雑十）

五部（布）ヨハ初句いしぶみのと有、新撰歌枕（四巻陸奥）部ヨハ果句あハぬ君ゆゑ作りゝれど誤ヲ、さて氏神中抄の文和語連珠集（四巻）ヨも引なり、

き、

○西行山家集下巻（廿七右）題しらず歌ヨ、

むつのくにおくゆのしるべせよ都も何もうき身なれば

のいしぶみそとの濱風、

按古写本ヨハ初句むつのくにのヲ作ル、夫木抄（廿五雑部）巻濱部ヨ此歌ヲ載て初句又むつのくにのと有、古き多ヲ正（ママ）とすべし、さて外の濱ヨ尺

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4
ガラス使用

合せてさゝげ、多賀城とハ所殊なて、南部の北郡
坪村なと有し城べし、

○慈鎮拾玉集五の巻（左ウ）ニハ、建久六年ニ前右大将
頼朝卿、東大寺供養ニあはんとて、三月四日入洛
の後、地頭なるものゝさゝぐして、五月まで在京の間、
○内裏にて對面したりき又六波羅の家にてとあ
ひぬ、ちぎりなど淺からだ、其後又ハうした
りしのハ殊なものゝたとへ人の九死残身な
らねバと歌ありて、又のぼるとて、帰途ニ
こそちかいのなもとおぼめきてあゞ中納言の

ハ、返事と消息の中ニハ、何とありきやうおかきやぜ
てやさしくたゝしなと、副き歌、
おをふ事いやみちのくにハえそいねめつゝの
いしふみうきつくさねバうちうつ又返事ニ、
○みちのくにいもをでしのぶ夷、
つゝてよつゞのいしふみ、
桜、新古今雑下ニハ、前大僧正慈圓文まてハ、ありのか
ゝどのなも中ほくしのくきよりやつゞのいしふみ
て付ける返事ニ、前右大将頼朝ニ、みちのくのいと
そでしのゝハえそしらぬ云々と有て、和

歌名所追考（百八の巻）陸奥宮城郡部より拾玉集を引て「陸奥は壺の碑ありてえんそれものくたび〳〵とよめる歌を載（そ）られ、契沖法師が新古今の書入にも此歌を引れど拾玉集の印本には見えず

○六百番歌合（六の巻十六番左）遠恋より題昭

君ひこそましまの島をつくりそねどえぞわるいさめはぬのいしぶみ

按此歌夫木抄（廿三巻雑部五）嶋部にも出せり

○夫木抄（廿二巻）雑十四、文部より百首歌寂蓮法師

うちのおくつぼのいしふみありときくいづ
ものうらはさのひちらん

按うひのきのひ写本はいうひのきのひと有こひのきのひを字よりて恵のこひのきのひと書らん寂蓮家集にはえず

○和歌名所追考（百八の巻）より引

きのひと書らん寂蓮家集より

○同書同部より家集述懐百首歌清輔朝臣

いしぶみやはぎのもとのうちとけて此歌を載
世中を思ひそめおけ

按清輔家集より述懐百首のうちとて此歌を載
津軽のそとのあてもなき

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

なりぬるを知らで、

○肖柏春夢草（下巻）雑下に、壺の石文の人愚が草庵
に数年ありし俄にうづらひてうせしのち、かの
あしびきのくずの
おきなしもあれし人もなみだのくやそのくに
うらめしつぼのいしぶみ、

○歌枕名寄（八巻東山部下）陸奥下に、壺、石文（或碑）新古十
八前右大将頼朝
みちのくにいそでしのぶは云々、良玉、懐圓法
師、

日数へてうくるありつるまゝ雪もれがつぞのいし
ぶみ功やあのらん、法橋顕昭
おもひこそおもしられおくをへたづとものあと
あるものゝつぼのいしぶみ、

按頼朝卿の歌は、拾玉新古今は異（ト）あり、
懐圓法師が歌は、和歌名所追考（百八巻）に引てお
き、名寄は、懐田異本も懐
也、違あり、歌枕名寄印本は、懐田は誤（ヤ）るべし、
圓は作（ル）るに記しれど、懐
顕昭の歌六百番歌合夫木抄などは、三四の句
へぶてねどえぞのはさめとありて、たゞ

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4
ガラス使用

異之新撰歌枕（四巻 陸奥部）
ものなどのよからぬおの作もの

○阿佛轉寐記（群書類従 三百卅一巻 卅六丁左）
ほえぬまでよつぐりてつぐりてはる
あるものとひなきをちしてみちのくにつぼのいしぶみわきてはるけき中と成おけるおの

○長明が發心集（七の巻 廿二丁右）心戒上人跡をそぶ絶ざる事の条おみやこあるりいはびすうあく路はるつぼのいしぶみあどのふ

○按此文よても陸奥のけてありときこゆえひんぎあくの三もじ字語あるべし

○西行物語（中巻 廿丁右）まがくてつぼの石ぶみぬきちなどいあおとをみてあら野中を草うりけるをのこありぎぬの墓のえんけるを草うりけるをのことびけをばあれおあさいうものもあぞとあるん實方の中将を今えしをきくて云

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

按此説ニよれバ壺碑のあり不實方中将の墓
よりもさきたちてこの日記ハ書れど、あは後ニ筆記し
て西行物語と名づけたる画巻の詞なれバた
しかなる證ハなしと、

○速水房常の見聞私記前編の六巻ハ坪碑何ノ比
ヨリカ土中ニ埋レテ知ナシ、中比ノ詠歌夫木集
ニ〻陸奥のつがるいしぶみありときくいづれの
恋のさそひなるらん寂蓮

○寛延三年七月上旬南部遠江守殿家臣舟越上蔵
入魂ナリ其ノ後物語ニ云、南部森岡領七戸ニ壺村
ト云所アリ、石文ト云ハ是歟、千引ノ石文ト云、此
石ハ年久ク見エザル由也、古歌ニ壺碑ヲ詠之由也、千引明
神ト云社有之云ク、歌ニ詠ズルハ右ノ石文ナル
ベシ云ヽツボ村ニハ美女ノ出ル所ノ由也云ヽ

○高野直重ガ和歌名所追考、百八巻、陸奥、宮城郡、部
ニ雲葉抄ニ壺の碑を千引の石と同ク、其故事
を為ン為ニ當時南部領七戸ノ内ニ坪村トテ
ありそこニ千引の石とてあリ云ヽ同書百十一
巻、陸奥津軽部千引石の条ニ雲葉和歌抄ニ忍誓
と中連歌師ニぶりて坪の石文若ハしたるを

らいーと、文字書うつしおよ、その後、えしねどよ、
我写もうつして石ぶす、彼碑の在ふ宮城郡岡辺
まあり、高森殿守護よて、石ふ塊ありて、人またる
りーとて、他石へ引捨んとて、人夫をあつ免家々
男女老若をゐれしお小家もちたる若き女の、泊
日の千引よ出よといひしよやまめ女のまいう
で人夫よまらんとよた、さらばあたより、此家よ
うあまじとあきば、氏女の、この泊どめくも
ゑどぬ男の時ようらひけるまあふをちまひい
とま乞ていづ方へもやうんと、思ひてまちける
よ、風ハ昨夜より声いよ〳〵らもと詠じてきた
りぬ、女盃をとりてうらめ、涙をおのしちの
のまあるまりて此石を見えをまらん予ちよひは
うりといひしよ男出やうおたとへ千引の石あり
とも精魂入ちば一万人ぢ力も及ばし、そぶ出て
ゑよ、人夫まるまじらてもけさらん後、とき一人し
てもけ、其時ふしぎの者と思ひて、財をあるくば、
富貴の身と成でしめ〳〵そばあぶまのじと
てうくまそる〳〵千引ともまびきともいつ引き
ぶよ君し獨のまさけまよにハとてまらく立

さてあめ、さて彼あま少女と数万人あつ
まりて此石をさきぐ〳〵と引ぞもうごかざれば二ふ人、
三ふ人までひけどもひかれず、時ふ此女一人して
てひうんとやす守護きゝてなや狂人のそれをあざ
むくことあらじ、ふ〳〵今日ふんえん子成べし、
ひのれずばつみふ沈めふまとて人夫を拂ひ一
人綱ふまをあけしふ車輪のめぐるのおそくさ
らく〳〵とえりけるば、神の佛うとて守護あのめて、
財をあふへふ知ふるほどよ富貴の身と成しと
ちぎりし男の精ありべし、已上 猿樂謡ふ千引甲斐

守何某、知行とあり、如ニ本文一北郡少西よ有リ千引村一
追考此ふ盛岡領の内七戸ふ坪村といふふ其名
あり、其石當時ハ土中ふ埋ミて不見、其上ふ社あ
り号ニ千引明神一石ぶみの古山ともいふ其下ふ壷
川とて流あり、但壷碑と千引の石と同事のやう
の雲葉抄此説、又此所ふもいひ伝ふる俗説之云
ニ津軽領の内野辺地路と横濱とふ云七里の間ふ千
引明神の社あり云ニ、

按雲葉抄ふ、故碑の在所宮城郡岡辺ふまりと
も、文字ふ書うつしたりともいつるハ多賀城

の碑のありや、されど、千引石の物語は、北郡
千引明神の地のみありて、彼此混雑せるもの
なるべし、

○古川辰が東遊雑記九の巻に、南部北郡千引明神、
此石坪石文の真跡也、土人千引の森とも云、別當
を教岩坊と称して、妻帯の僧之、津軽龍飛崎より
三十里の入海にて幅八町二里三里廣所四里云
々、千引明神の社二間に三間、檜皮の屋根にて其
上に草葺の上屋をしてあり、其地びやうくとし
て平地にて諸木の森亢方百間餘、神さび殊勝の

所なり、千引の森と称せる是なり、別當をば教岩
坊とりふ山伏にて、少しく除地ありて古よりの
例巡見所那り山伏を召迄古来の事を尋あるに
めづらしき一字不通の文盲人にて委しくは彼が
家の代々云伝ふる事は、神代の時の石の札を
建て其石をかぎりに北方の国より渡り来る
鬼を追ひ、一年に一度ありて悪き鬼共来りて其
石を土中に深く隠せしを神と違集りさがし出
しあらびしが石文村にて其石を建し行坪村に
りしを坂上田村丸来りあらびて鬼を残りなく殺

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

しめよ故よ此石ハ無用とて比和を七尺堀りて
埋めめ其上よ社を建立ありそのそ
石を坪村より是迄引とうつ
をものとお引大明神と申ふ歌よ
手引の石を我忘ハ荷なハすをりふ中やたえな
ん右ハ通教岩坊口上よて物語のうつ
きえをかしくも少ゆえでも
しまえ鬼を称せるハ蝦夷人のゆえるべし神代
遠うぶぬ時よやあら人文字ありしと古事の社
傳ハなきやと尋しに蚯蚓文字の有しと答へし

をもし予按よ世よ称せる壺の碑ハ此所ゞ真
なる碑よして宮城郡市川村ゟ今ある壺の碑ハ
多賀城の門の碑よて壺の碑よハ何ゟ比風土記
よも取ちがへしよりてあやきばハ比和よ真の碑あ
るゆへ大辺郡ゟ名ゟずしと多賀城の門の
碑を見出し古へ門前を壺と言し故よ誤て壺の
碑と風土記よ書誤よしゆえ後世よ知ていよ
しく取違しものあるべし古歌よ依てよ考思ふ
所し顕昭法師ハ思ひこそよ多ゆえ乃奥をへぐそ称
ど蝦夷ありよきぬ坪の石文西行法師ハ有ゆゑ

又はどるの古ちよありとも少えぐ世中をおもひ
きなれぬ清輔〔みちのくにおくれおくもおし
ほゆる塚の石文外の濱の砂古歌をも見
れば〔塚の石文は此地に埋れありおよ決
せり坪壺は通例案内の者の手よし神代建れ
きぬひし石文の土中の埋のさまを天神七代目
の地中より顕れ出るを田村丸此國へ下りめれ
し時ぞ人の人を以て地中へ埋のひし大同二年坂
社を建立有し事と云しを教岩坊が云ひしは凡
同じ神代より建し石文の手人もて引しのさま塚
もなき論よしも其塚も形美麗しからぬを古し
への風俗なりて却て形美しめるべし尚世の風俗
ハいろ〳〵は理を云ひ自己の作説を加るゆ
ゑ委しく面白のりぬ事多し既に今壺の碑と
称し誤る仙臺市川村より多賀城の碑とも行
程の知れざる〳〵き文面塚〔ありきゆゑ
たきを〔おもしろく思ひ其塚をもみき詮儀
して理をいふ〔好る者のさぐさめとなり遊
人〔友とする一物形らし〔手束都まて見し左の
如きの図有せし人あり手按るに遠き辺鄙ゆ

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4
ガラス使用

名も此地へも来らずして、
て、國せしものの多く、又は古しへの國を傳へし
物ゆゑ古へ國のやうにもあらず、
がくき國ゆゑ、えとゝ人秀ぐれ
漢字いよ〳〵不審許說はをしめるゆゑ、天智天
皇太子ゆゑ、時安倍の比良夫を征夷將軍とし
て、北エゾヲ征し、粛慎國を日本へ降伏せしめ、鞆
鞆乃地より日本の里を立、奥州多賀城より北の蝦
夷宝章の地三千里の間、八皆日本の地となれる志
ゐれども此時乃碑を建ゆゑ。扨々大槩日本の中

央より南より北より大國ゆゑ、外國の人も知らせて國
の大ゆゑ廣き事を、外國の人も知らせて國
の大ゆゑ廣き事を、外國の人も知らせて國
非なる故ゆゑ文字も僅ゆゑ四字を記したるのみ
ならん、田村麿の時ゆゑ、昔天智帝廣く夷狄を降伏せ
ゆゑを記し、書らし、其ゆゑ顯昭法師の袖中抄
ゆゑ見えたり、天智帝の時蝦夷のシリベツゆゑ鎮守
府を置ゆゑ云ゝ、これらの事を見る人考知べし云
ゝ

按古川辰ゞ說奥眼とりあべしされど取捨ん

〇伴蒿蹊が閑田耕筆一の巻に重厚なる人東奥行脚の話ふ壺碑（ツボノイシブミ）に南部地に入て七戸より野辺地の間より壺川といふ大河ふ壺村といふふ村も有て偏（カタヘ）に千曳（チビキ）の社といへるふ是ハ千曳の石といへるもの埋めて築（キヅ）けるより碑ふ百年あまりの物ふ顕昭玄陸奥のおくふつゞの石文あり日本の古文ふき大水ふ流出（ナガレイデ）て砂石ふ埋（ウヅ）もれんとするふ仍（ヨツ）て予按（アン）ずるふ袖中抄ふ云（イヘ）る所ふ相違なし但し田

〇村将軍征夷の時弓のさずりて石の面ふ日本中央のよし書付（カキツケ）るゝ所ふて石ぶみといふ云（イヘ）ふ信家侍従の中しハ石の面長（タケ）四丈斗（ばかり）文（ふみ）ふ行（ユキ）ふ至（イタ）れバ壺（ツボ）ありふみちのくおい東の果と思へどそれふ島い広くてまだその島い日本の中央（マンナカ）にそれもいへバ陸地をいんに日本の中央ふ行（ユク）ふこそ（以上袖抄）袖ふそえてあるもあへりてれバ思ふよ将軍奥羽の蝦夷を平（タヒラ）げ給ひしふ猶異国までも従（シタガ）へてふを中央ふもせんとおぼしめしあらん今仙臺城下市川村多賀城の古蹟ふ壺碑

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

うよぶ、鎮守府の碑とう文、或人かつふ、上ノ西
字あり、是西の壺碑まて、南部ちかい、東、碑ノ
此ノ西の字ノ付て説をあやまれども、壺の
名義、壺川ノよりべくれバとうかたしいしぶ
ミ文りふの如を布をつゝ毎見ても程あり
ぬりそうぬ是ノ袖中抄ノ歌ノまゝみ
ちのくハ奥のうらぞわびしけ
みノ外の濱風をのもとゝあ南部ノてよくあへ
ま云ゝ

○舊跡遺聞四の巻十七丁右 壺碑千引明神宮祭りの（左つ）ゞ

の碑ハ、和郡（キノホリ）七戸（シチノヘ）と野辺地（ノベヂ）との百ノ壺村石塔ノ
村とりのとらうあり、この如ノ碑ありし
ゆゑノ壺碑と名付しとハいひ伝ふ今ハその
碑あし、土人のひつゝもあふ壺村と石ふミ村
とのハ間二里斗ぬ中ノ小手引明神の宮あり、むゝ
ゝこの宮の下に、（の）石ハうつ伏（猶土）
人のハ後ノ丞くいつゝ古書まゝゝゝゝ袖中抄巻十九ノ
「石ぶみ文りふのせをぬのまゝ
九行ぬりふのゝ
顕昭云、いしぶみをハゝちのくの

いしぶみあり、日本のきてとい（つ）、但田村将軍
征夷の時、弓のきづまして、石の面、日本の中央の
よしをかきつけられば、石文といふ、信
家侍従の中しの石面のごとき四五丈許ありて文
ありけりそのところをば、つぼとぞ
なれをつかはしありより、新云みちのくまた東
のはてとおもへど、えぞ島なりけり、渚おわりて千島そ
いふ、陸地をいまん、日本の中央ふてもいふ。
なこそ
夫木抄巻三十二　文部

寂蓮

うちのく（おく一本）の壺碑ありとき〳〵何れ〳〵志のさう
ひなならん

清輔朝臣

同抄同巻

碑文つぼろの遠き前うたを思
ひやるかな

顕昭

六百番歌合　遠恋

おもひこそ千島の奥を隔ねど
つぼのいし文

西行

山家集

みちのくの奥のほそ（ホ）道ぞかなしき壺の碑を

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

とのそまの風

拾玉集

みちのくに此壺の碑行てみんむそれまでかくしぬ性

さまざまのこと

新古今集雑下

前大僧正慈圓

ふりすてしおもかげぞのこれるをいかにせよとか月のいでぬる

慈圓

春日将頼朝

えぞそらぬめぐりあひてみしやそれともわかの浦浪

うちのくれいちでもの姫ぎみ

をしてよばずの碑

かへし

慈圓

おもひやれみちのおくのえぞしまの奥にもそらぬ壺のいしぶみ書つくさまほしき事なり

考ふるに土人の云むらしこの碑あるひは大好る石なりしをいつの頃よりか

多賀城を田畑あぜなどせんとする人、後里あしとてか

の石碑をこき退んとせしかば、おほくの人物しれ

れぞ見かのごとしぬみちのくの女をみな

あまたあつまりて壺といふ女有てこの女を人

まそ引ればいとそこそろよきおもかさまふ

れきりとそぎさらあやしきことそのありさまを土中ようづそてそのよし宮をて神とひきひ手引明神とりたりとそをあてんとせし晴そあ和ら大ぬる石ありけるを碑ものせんとておねらの人ども引せしかうごくもあらざりしをまた壺とふ女の引たりしかりそもいひ伝つたへのまことをいとあやしきことそ思ひてうたのそしくおもふちんそありぬべしどふ伝説まち風土記などもいと今も際あやしきことそのみおほくれば後の世のものもて一向そうあらじとうたがふ人のおほかるなんこの碑のかたはらにいつの頃にかありけん一村疫やみをいのりて人おおくなほりたれば報賽のためとて石ぶみをたてしことそまことあんいとおもふ。さてこの碑を土中より掘出せしことよしあし手引明神をうやまひ崇けるう今もうつべきよしあし手引明神とやせしもいはのひとりとをおもふれ祈ら古くよりういひけるもあらん。そを大ぬる石のことをてぐおちそき石手引いをぬぐらへてこと古事記万葉集などとそうりさてこの

碑ハ文字をきざみて、甚古のものなるべし。
さるふるものつきなめのものなるが大抵
る石なりけん後ふ故ありて神といはひて千引
明神とや申すらし。其石の形民ぞもなどの名ばけ
なりしともおぼえずのしされともものしく詞も
おのつゝきやびたきたゞ土人もわく名づけを
りしまゝあるべし。今もつゝみのうちにみるうへ、
なりそのくをしきことのつゝまぬいと口を
しさて今平引明神の宮西ハ壺村つゞくみ
村へも一里ばかりぞつゞくれど又壺の碑とい

ふこゝハその石ふみの形ていかゝなりけんそ
のかゝちのまわき自然のまゝ文字を彫りう
しまゝあらんこゝをいかにといふべきを
つゞといひしらとあるやおそるゝおそれざな
りつゞ壺といふ草乃名を帯の壺とい形のもり
て葉のまわきより名づけしならんと本居宣長
いへりけれどつゞらの大臣とう人名けぶ
ら江戸どう如名ゝ圓の字をようめつゞつゞ
通つゝれバ石碑の形丸うりしより圓碑（ツボノイシブミ）ともを古
へ借字して壺と書しより女の名ありひて、

[illegible]
いろ〳〵のひはなしもあれど
○筑波随筆三巻ふ壷碑往古奥羽北越と蝦夷
を王化ふ服し難く天明ふ逆ひて猛威を震ひし
ふ常ふ夷を征するの将軍を置きて或ハ武を
もりて押へ或ハ和を施すなどおのづから其ふの奥
そこゝろ〳〵土民の外族なし始よりその行程東
西をもふきうまんこと容易ふらさるべバ石面
ふ刻て府門ふ立らる是を世ふ壷碑とらへ〳〵此
時孝謹天皇の御ふり奥のふ扇の国ふふ営ふい

と称ふ〳〵非常を制し容を安めらしむ多賀城を
惣領とせ其後田村丸の軍功ふて一統ふ帰化そ
中比服化してふり自越ふ城疊も壊没しそこ〳〵
ふ建置れたる碑もいしくれなりぬよりて
右武衛の比建久ふは四百年餘那ほど
陸奥のいそで思ふいえぬ書をしてよ
壷の碑と頼朝卿も詠めたまふ
ふうちの〳〵のえぞふらぬ書
詠せしふ返しふ此ふありき
ぜんいふ文意此碑ハ鎮守府ふ建
城といふふありふ元禄年ふ洪水の裏育て山崩

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

出川落忽然とその石碑流されより千有餘年ありて石のあらはれ出しを今小堂を安して文字鮮明なるをそのまゝ足る近比或人玄山石碑拳一ッあり、そのとうろを立石寺（リッシャクジ）と云と、元別最上領と山の寺とつゞきいくらも慈覚大師の開基ましく一山自然の石をはだら岩なる故をもり門を入て数町只一盤石を登りつめとし誠ふ無双の岩形り、佛像神躰の奇石前後左右を彫ものゝ如くなり、其の及ぬ所は巖崎（イハホ）ちて造化の天工なる類ひなし、故ふ立石（リッシャク）寺と称ぜし也、

山の句は、

閑や岩にしみ込蝉の声

り、山院寂寞として更ふ人あるふこの逸の旧跡奇事を尋ねて壷碑の事をしるものなし、寺の境内ふ入村、口ふ松花の小堂あり、宿の主教へてその格子の内ふ絵馬あるべし、能見るべし、源義経の筆なりと称（カナ）して立退（ノキ）てその板よ一疋の野馬を書てゐの方ふ源義経三字（カナ）を書ふも板面ふ雨露を

おもて、数百年を経きたりや、唯其墨痕ぼつぼつ形を
存する心を留めん足ざるをば、
り、此近年板行せる居行子と
云、世に壺の碑とりよる、多賀城の碑をいひ
芳洲の壺碑と書れしも、定めて多賀の碑文の
ならへし、水戸長子玉の物語りを以、壺の石碑
ハ、多賀とハいへる地陽
埋て、文字も見えず、殊
中〳〵人を近付ずとあん書る、夫木集、清輔朝
臣、「名ぞ又つゞろのをちにありとぞ」と詠
中古までハ、又山家集ハ、西行みちのく
北奥ふかく、そゝぎ給ふ壺の石碑外の濱風ふ
巻、多賀の碑を詠ずと思ふべからず、と云、此不
審ふかきの事ハ、今仙臺ある碑ハ、京畿ハ白川を
越て、奥ふ入順路の國府ハ建おかれたる事ハ、
見ゆる石面碑文の上ハ、西の字あり、ふらざるべき
ハ、対せる東西の碑あるべき事ハ、
津ぐりとりめハ、津軽ハ、山家集ハ外の濱と詠
ふも津軽の地ふまたべ、いづれ
と彼国人ハ問尋ねど、たしかふず、居行子の

説も浮かるるふあるべくて究んるを欲し
つるふ天明二寅年ゟ嵯峨落柿舎の井上重孝と
りふ人奥南部の盛岡ゟ留錫のいとま盛岡の素
郷といふ人とおなじく旧跡を探(サガ)しそこ中ふ盛
岡府ゟ六七十里の山下ゟ壷村とつふありて、
山ゟ壷山とつふその地ゟ大石あり、土民ゟ崇
ゟ地ゟ埋ゟ上ゟ祠を立ゟゟゟり、勿論石面ゟ文字も
彫刻のよし彫り、ゟのさぞもらの遠年極の行歩
彫多ゟ文字を写し留(トドメ)或ゟ誌(シル)置る作ゟゟゟと
いゟゟ誠ゟ左(サ)もあるべし、居行子ゟ文字ゟ見え
ざるふゟ也、ゟてて壷碑の名目も顕然(アキラカ)
り、判官義経(主)ゟ館没落のとき討死の辞もあて姫
し蝦夷島ゟ渡り給ふとゟゟゟもあるべくゟゟ
ゟ館を出、高館ゟ南部ゟ隣りて、左ゟ山路ゟ入、壷
ゟ津軽へ行(ユク)波(ナミ)ゟありし上代の小道(ミチ)ありし
ゟらん、

○興清按壷碑の在所諸説ゟゟゟど、盛岡領北郡、
七戸(シチノヘ)と野邊(ノベ)地との間ゟある壷村、石文村、其古跡な
ゟこと疑ゟしゟは古歌ゟ津軽の遠(トヲ)ありとき
くとゟみ、壷のいしぶみをゟゟ会ゟ

ろもぞうても宮城郡多賀城なるも明之又日
本中央とそろしろうろいわも多賀城碑よ叶ハ
ず壺碑なんハやへろ
ろとも土中ノ埋ろうとも戦国の比打砕ても
のよ用ろうとも今ハ知べきやうなし雲葉抄な
どの物語ハ碑の失ろ後ノ作り出ろものな
ろべけ当ハろ用べ名あらば壺村石文村の
名あるよりハ已き證ろて千引明神ハろ石の縁
あれバあろ疑なし千引ハ神代記上巻ノ千人
所引磐石とありて千人しろ引ろうの大石乃

名ろう碑石長四五丈ばろうといつべ千引石と
もいふべき坪とりよしハ石の形楕圓ろ
ろを碑ろしなれバ圓の碑の義よて坪も壺
ノ借字ろべしさて此碑を建んハいづきの
代とも知つうず田村将軍つけろうとも神
代ろありともいつろべハ已しき記とも
こえず

右所蒼於阿波少将君之問也

国立国会図書館　　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4

ガラス使用

835
26
4

国立国会図書館　　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4

ガラス使用

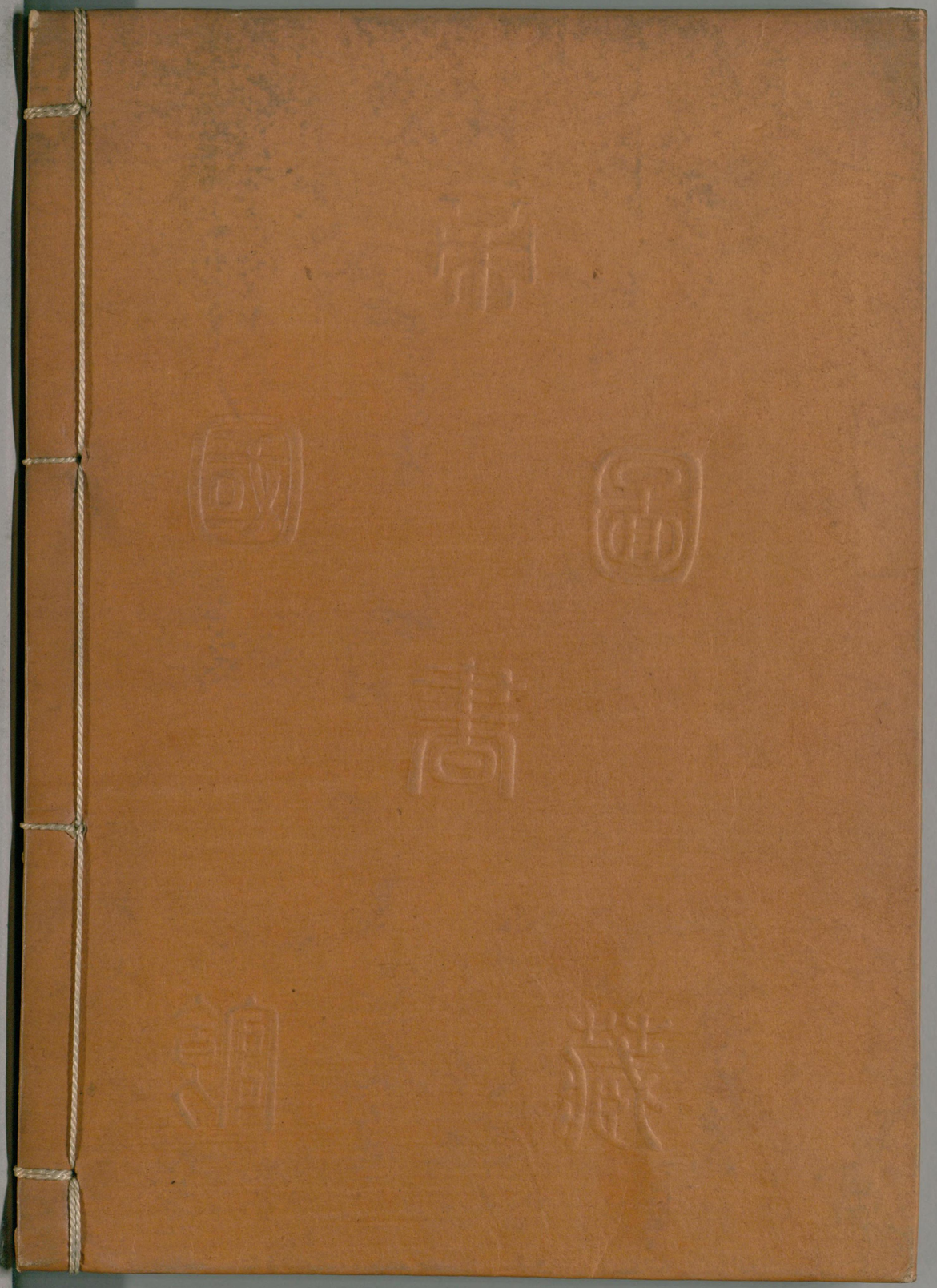

国立国会図書館　　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4

ガラス使用